

令和6年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (2月26日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について	8
議案第 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関 する条例を廃止する条例について	13
議案第 5号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について	15
議案第 6号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について	21
議案第 7号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	24
議案第 8号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例について	27
議案第 9号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例の一部を改正する条例について	32

議案第 1 0 号	岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	3 4
議案第 1 1 号	岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	3 6
議案第 1 2 号	岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について……………	3 9
議案第 1 3 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	4 1
議案第 1 4 号	岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	4 2
議案第 1 5 号	岩泉町公園条例の一部を改正する条例について……………	4 4
議案第 1 6 号	令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）……………	4 6
散会 の 宣 告	……………	8 1

第 2 号（2月27日）

出席委員……………	8 3
欠席委員……………	8 3
委員会に出席した事務職員……………	8 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	8 4
委員会日程……………	8 5
開 議 の 宣 告……………	8 7
危機管理課長の発言……………	8 7
議案第 1 7 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	8 9
議案第 1 8 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	9 3
議案第 1 9 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	9 6
議案第 2 0 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	1 0 1
議案第 2 1 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	1 0 7

議案第 2 2 号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 2
議案第 2 3 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 1 5
閉会 の 宣 告	1 1 9
署 名	1 2 1

令和6年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 2 月 2 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 2 月 2 6 日 午 後 3 時 0 2 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	畠山和英	副委員長	三田地和彦
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	主査	石垣直美
	主査	古舘利佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	巖岩千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木章	農林水産課長	佐々木修二
	地域整備課長	日吉理	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	山内基嗣	危機管理課長	應家義政
	教育次長	三上訓一		
その他の関係職員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和6年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和6年2月26日(月曜日)午前10時00分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
 - (1) 議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例について
 - (5) 議案第5号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
 - (6) 議案第6号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - (7) 議案第7号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
 - (8) 議案第8号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
 - (9) 議案第9号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- (10) 議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- (11) 議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- (12) 議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- (13) 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- (14) 議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- (15) 議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について
- (16) 議案第16号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）

6. 散 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、4番、畠山和英委員を指名します。

畠山和英委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（畠山和英君） ただいまご指名をいただきました畠山和英です。本委員会は、条例改正15件、補正予算が8件の計23件でございます。活発な、かつ慎重審議をお願いします。また、審査につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

それでは、着座しまして進めさせていただきます。

◎副委員長の互選

○委員長（畠山和英君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、10番、三田地和彦委員を指名します。

◎議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 審査に先立ちましてお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音が出ないように確認をお願いします。また、議案の提案説明は簡潔をお願いします。

これより審査に入ります。議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。それでは、今日、明日、2日間のご審議、ご審査、よろしく願いいたします。それでは、議案第1号の岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

令和6年度に向けまして、グリーントランスフォーメーション、いわゆるGXの推進、行政事務の一部見直しを行い、一体的かつ効率的な組織体制を構築するため、本条例を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧願います。政策推進課においてGX関連業務を行うため、第2条第2号中、政策推進課の分掌事務に環境保全及びエネルギーに関することを新たに追加しております。

同条第4号中、町民課の分掌事務において、環境保全に係る業務が政策推進課に移りますことから、その部分を削除し、「環境衛生に関すること」としてございます。

次に、4ページを御覧願います。次のページ、4ページを御覧願います。第8号中、地域整備課の分掌事務につきまして、「復興事業に関すること」を削除しております。今後におきましては、復興に関する政策分につきましては政策推進課に、被災者支援関連は町民課で行うものとなります。

あわせて、岩泉町環境基本条例の一部を改正しております。審議会の庶務について、町民課から政策推進課に変更するものであります。

最後に、2ページにお戻り願います。附則にて施行期日を規定しており、本条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしく願い申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長などから答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑は、なるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） おはようございます。確認ですけれども、これによって職員の配置とかは、こっちが増えるとか、こっち減るとかというのはあるのでしょうか。

○総務課長（三上義重君） 大森秘書人事室長。

○委員長（畠山和英君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えをいたします。

まずは、新たなGXの室につきましては、当初2名プラスで考えております。減をする室につきましては、地域整備課の住宅対策室にこれまで復興関連業務を持っておりましたが、そちらが各課に移行されることで1名減ということで考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 条例についてですが、それぞれがエネルギーについても、環境衛生についても、いわゆる環境保全はどっちにも私はつきものだと思うのです。何も環境保全だけを取り上げてあっちだこっちだと、いわゆる政策課、町民課でなくて、むしろ

ろ分かりやすいのはエネルギーに関する環境保全は政策推進室と、それから環境衛生に関する環境保全は町民課とかとしたほうが、すごく分かりやすいのではないかと。何で環境保全だけ、これはそれぞれどっちのあれでも私は関係する言葉だと思うので、無理くり離さなくてもいいような感じがするのですが、ここら辺は検討されたのかどうかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 分掌事務での表現のほうでございますけれども、政策のほうで結局エネルギー関連も含めますが、大きな環境基本的な部分の施策になってございますので、それで一応環境保全ということで、町民課のほうは本当に住民の皆さんの身近な環境に関する分ということで、そのために分かりやすくするためには、室の室名のほうで、政策のほうは環境エネルギー室で、町民課のほうは生活衛生室というような表現で、町民の皆様に分かりやすいような形で示していきたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 次に、議案第2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第2号の岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正案は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すべきものとされる地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、フルタイム及びパートタイムの対象となる会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

参考資料でおつけしております新旧対照表により、順にご説明させていただきます。まずは、4ページを御覧願います。第3条では、会計年度任用職員に支給する給与について定めており、こちらに勤勉手当を追加するものでございます。

続きまして、次のページ、5ページを御覧願います。第9条の2を新設しまして、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給要件等について定めるものであります。

次のページ、6ページでございますが、同じく第18条の2を新設しまして、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給要件等を定めるものでございます。

次のページ、7ページを御覧願います。職員の育児休業等に関する条例の一部改正となります。会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなることから、第7条において会計年度任用職員を除く一文を削除するものでございます。

最後に、3ページにお戻り願います。附則にて、施行期日を令和6年4月1日から施行するものと定めております。

以上で議案第2号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 現在の会計年度任用職員という人数、その人数もオール会計年度

任用職員として扱っている方々は同一なのか、それとも勤務年数によつての格付というのがあるのかどうかお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森秘書人事室長。

○委員長（畠山和英君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度が始まる前までは、いわゆる臨時事務補助員であるとか、あと日々雇用職員という名称でうたわれておりましたけれども、全てが会計年度任用職員ということで現在は整理をされております。

先ほどの格付というのは、給料関係でよろしかったでしょうか。

○委員（坂本 昇君） はい。

○秘書人事室長（大森淳一君） 給料につきましても、初任給がありまして、それから経験年数に応じて額のほうが変わるところで整理をしております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。そういったときに、総体人数を教えてください。いただきたいことと、その総体人数にかかる経費、これについてお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（畠山和英君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） 会計年度任用職員の人数でございますけれども、今月現在でございます。フルタイム会計年度任用職員が41人、パート、勤務時間がそれぞればらばらですけれども、約200人、計で241人の人数となっております。すみません、費用に関しては、今ちょっと資料のほうがございますので、後で答えさせていただきます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これで期末手当とか、それから勤勉手当ということで待遇改善がきちんとされて、前の臨時事務補助員の方々は働きがどうか、仕事に対するやりがいも出てきていると思います。

そこで、ここの皆さんの会計年度任用職員の用務の規定というのが定められているのかどうか、こういう用務をするというのは、いかがなものですか。

○総務課長（三上義重君） 大森秘書人事室長。

○委員長（畠山和英君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えをいたします。

令和5年度から我々職員と同じように、事務分担表のほうに事務、この会計年度さんはこの事務をやるということで規定をすることをルール化しております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすれば、事務分担表によって各今のパートさんの241人も含め、事務分担表の中で用務をされているというふうに受け止めていいのか。

そして、それは、各会計年度任用職員によって、各課によって差があるというふうなことではなく、もう平均的に職員としての扱いは平準化されているというふうに受け止めていいかどうかをお願いします。

○委員長（畠山和英君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えをいたします。

まず、各課において事務分担表、一律に記載しておりますので、差はなく平準化しているものと考えております。

あと、先ほどの費用の分ですけれども、今資料を見つけましたので、答えをさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員長（畠山和英君） はい、どうぞ。

○秘書人事室長（大森淳一君） 先ほどの会計年度任用職員の費用ですけれども、令和4年度決算ベースでございます。全会計合わせて4億5,000万円というところになっております。こちら共済費の負担金まで含めておりますので、総人件費というところになります。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ちょっと聞き漏らしましたが、億という前の数字が幾らなのかが、2億円と言っていましたか。

〔「4億」と言う人あり〕

○委員（坂本 昇君） 4億円ね、4億5,000万円ということでございます。ぜひ臨時職員からこのように4億5,000万円という町の経費の中で、やりがいも含めて会計年度任用職員さんの方々が課の一員として自立をしていくということにもなります。このところをぜひ課の中でも今までのパート職員とか、それから臨時職員とは違うというふうなことも、教育と言えばオーバーですが、そういうふうにして課の一員としての位置づけを研修させていただきながら、事務の効率化を図っていただければと思いますので、これはご意見を申し上げます。

終わります。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 次に、議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第3号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが2類相当から5類の感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫作業手当の特例を廃止するため改正するものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧願います。附則で規定しております新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を削除するものでございます。

続きまして、2ページにお戻り願います。附則にて施行期日を規定しており、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険
税の減免に関する条例を廃止する条例について

○委員長（畠山和英君） 次に、議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国

民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木忠明税務出納課長。

- 会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） それでは、議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税を減免することで、感染症の影響を受けた被保険者等を支援するため、制定したものでございます。新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日から感染症法上の分類において、季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に位置づけられたことから、他の5類感染症と同じ対応を取るため、この条例により廃止するものでございます。

2ページの別紙を御覧ください。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

- 委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、林崎竟次郎委員。

- 委員（林崎竟次郎君） この間に、減免になった世帯は何世帯でしょう。お願いします。

- 会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 田鎖総括室長。

- 委員長（畠山和英君） 田鎖雅樹総括室長。

- 税務出納課総括室長（田鎖雅樹君） 延べでございますけれども、5世帯が該当になっております。

以上です。

- 委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第5号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第5号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第5号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものでありますが、内容としましては本籍地以外の戸籍証明書等の交付が可能となることなどにより今回の改正を行おうとするものであり、併せて戸籍法の条項に合わせて用字、用語の整理等を行うものとなっております。

それでは、7ページの新旧対照表を御覧ください。第2条の表の第1項及び第2項ですが、令和6年3月1日から戸籍謄本及び除籍謄本について、本籍地以外の全国の市区町村窓口において発行が可能となる、いわゆる広域交付と呼ばれておりますけれども、広域交付が始まることから、これに係る所要の整備をしようとするものであります。

第1項では、戸籍について規定しており、現行の規定内容の表現を整理した上で、4行目の「または」以降に広域交付の規定を定めております。手数料は、これまでどおりの交付及び広域交付、いずれも1通につき450円となります。なお、金額の欄ですけれど

も、1通につき450円というような表現をする場合に、金額の前に空白は入れない取扱いが通常であることから、今回の改正において第1項以降、改正後の第27項まで空白を入れない表現に改めております。

次に、第2項ですが、除籍について規定しており、第1項同様にこれまでの規定の表現を整理した上で、5行目の「または」以降に、いわゆる広域交付の規定を定めております。

次に、改正後の第3項及び第4項ですが、これまでの様々な行政手続におきましては、戸籍や除籍の提出を求められる場面がございましたが、今後電子的に戸籍情報を証明したものの、いわゆる戸籍電子証明書の活用により、ペーパーでの提出を省略できる取扱いが始まってまいります。今回の改正は、それに対応するための改正となっておりますが、改正後の第3項においては戸籍の規定を、第4項においては除籍の規定を新たに設け、これ以降の規定を2項ずつ繰り下げております。手数料につきましては、第3項の戸籍が1件400円、第4項の除籍が1件700円と規定しておりますが、一定の要件、例えばマイナポータルを用いて請求する場合などは、手数料をいただかないこととしており、ほとんどの取扱いは手数料をいただかないことになると考えております。

次に、改正後の第5項と第6項ですが、用字、用語の整理となっております。

次に、改正後の第7項と第8項ですが、出生、婚姻、死亡などの戸籍の届出書に係る受理証明書や記載事項証明書の発行及び届出書の閲覧は、市区町村に届出がされた以降、届出書原本が法務局に送付されるまでの間の限定的な期間において可能となっておりますが、今後は画像データを法務局で管理することとなり、それを基に証明書の発行や閲覧が10年間の保存期間の間、可能となるため、改正を行うものとなっております。第7項は、受理証明書及び記載事項証明書について、第8項は閲覧についての取扱いについて、それぞれ規定しており、手数料の変更はございません。

次に、改正後の第9項ですが、用字、用語の整理となっております。

改正後の第10項から第12項は、改正がないことから、省略しております。

改正後の第13項以降、改正後の第27項までは、用字、用語の整理となっております。

改正文の6ページにお戻りください。附則において、施行日は令和6年3月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 2点かな、お伺いしますが、今の説明ですと広域交付ができると改正になったようですが、ただ他の市町村で取れるのが、この説明ですと戸籍も除籍も謄本です。抄本については、取れるのか取れないのか、お願いします。

○町民課長（山岸知成君） 遠藤戸籍住民室長。

○委員長（畠山和英君） 遠藤光司朗戸籍住民室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） お答えします。

こちらの抄本が対象になるかならないかというところでしたけれども、こちらは戸籍抄本のほうは対象にならないということになります。こちらは、技術的な問題から、戸籍抄本の広域交付はできない旨を法務省から回答があったものであります。今後、広域交付の対象となるかにつきましても、未定となっております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすれば、謄本を取れば抄本分の効果をなすということになれば、わざわざ抄本だけは取れなくても、広域交付によって用はなすというふうに解釈すればいいかどうか、いかがですか。

○委員長（畠山和英君） 遠藤室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） そのとおりでございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） もう一点は、手続で戸籍のペーパーで提出が省略できると言いましたが、例えばどういうことが省略できる内容なのかというのをご説明をお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 遠藤室長。

○委員長（畠山和英君） 遠藤戸籍住民室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） お答えいたします。

ペーパーの提出が省略できる取扱いとしましては、パスポート申請、こちらのほうが

挙げられるものでありまして、法務局のほうから例示されているものとなっております。そのほかの具体的な手続につきましては、利用する行政機関のシステム等が整備されてからの運用開始予定となっております、時期は令和6年度末の予定となっております。

以上になります。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今説明を聞けば、私が仮に理解したとしても、これを町民の方々が理解するにはなかなか難しいと思うのですが、どういうふうな方法での周知を図られるのかをお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

委員ご指摘のとおり、この一部改正の条例文を見てもなかなか理解し難い文面であるというふうには、確かにそのように思っております。これ難しい言葉を使うのではなくて、できるだけ町民に分かりやすい言葉等を使いながら、ぴーちゃんねつと等を使いながら、周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 聞き漏らしたかもしれませんが、マイナンバーカードで申請すれば、何か手数料がどうのこうのという、もう少しそこを詳しくお知らせ願えればありがたいのです。

○町民課長（山岸知成君） 遠藤室長。

○委員長（畠山和英君） 遠藤戸籍住民室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） お答えいたします。

マイナンバーカードを使用すればというところでしたけれども、こちらにつきましては、マイナンバーカードを利用してということではございませんでして、マイナポータルというインターネットを使ったオンラインの申請でできるものなのですけれども、そちらを介して申請をすることによって、先ほどの説明ですと、手数料が生じないという形になってまいります。

以上になります。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、マイナポータルでネットで申請をして、物というか、発行する証明書というか、そういうのはどういう形で受け取れるのか。ちょっとよく、もう少しここ詳しく教えてほしいなと思う。

○委員長（畠山和英君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

一例とすれば、まずマイナポータル上で申請する際に、戸籍のデータを作るというか、そういったような入力をするわけですが、入力する側で物が確認できるわけではなくて、今度はそれを受ける側のほうでデータを確認できるというようなイメージになります。画像データとして、戸籍のデータを見ることができるよう状況になってまいります。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 分かりました。何かさっきの説明だと、マイナポータルで申請すると、それが無料でという、その無料が頭の中にあつたものですから、資料が来るものだというふうに勘違いしたのですが、ではそこも含めて、自分のいわゆる戸籍とかなんとか見たいときに、きちんと画面で見ると分にはいいですよというようなことも含めて町民に知らしめることが必要ではないのかなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

あくまでも申請する本人は画面上では見られなくて、申請を受ける側のほうで画面上で確認ができる状況で、そのような申請の状況になったときには、申請する側からは手数料はいただかないという取扱いになります。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） どうもよく分からない。入力して、どういう状況かは見られなくて、申請された町民なら町民課の窓口のほうでそれが分かると。そのことで、申請したほうが何のメリットが、何のためにマイナポータルで申請するのだろうかというのとはよく分からないのですが。

○町民課長（山岸知成君） 遠藤戸籍住民室長。

○委員長（畠山和英君） 遠藤戸籍住民室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） すみません、お答えします。

あくまでも、まず申請をするときに、今までであれば戸籍謄本とか、そういった紙の証明書を添付して申請をしなければならなかったものが、まず添付を省略することができるようになる。かつそれが電子上でのデータの提供になりますので、そこでまず手数料が発生しない、手数料が無料ということになります。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） すみませんね、くどくて。いわゆる窓口に行って紙で書いていたものが、ネット上で申請すればそれが省けるということなわけですね。その後については、同じなのですか。申請した後については、どうなのかというところがよく分からないです。申請をした。紙ベースでの申請が、例えばネットで自宅からできますよと。その後については、どう対応すればいいのかというのはどうなのですか。

○町民課長（山岸知成君） 遠藤室長。

○委員長（畠山和英君） 遠藤室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） すみません。お答えさせていただきます。

パスポート申請というのを1つ例にしますと、まず戸籍謄本、紙のベースのものが添付が省略できて、オンライン上で申請をすることができます。申請が完了しますと、あとはパスポートの審査は行政機関のほうで行って、パスポートが完成しましたら完成したという通知が送られて、あとは本人はパスポートの受け取りに窓口に来るというような流れになってまいります。

以上になります。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 私は、この料金表を見ていて、特に4ページですか、7の戸籍法第48条の第1項の中に、いわゆる請求の紙が上質紙という言葉がうたってあるわけだ。そこで、これはどういう質の紙なのか、それからまたこういう上質紙をいわゆる請求する利用者は、この紙をもし使うのであれば、どういう思いというか考えがあって請求されるのか。窓口としてのいわゆる対応は、どのように考えているか、お伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 遠藤室長。

○委員長（畠山和英君） 遠藤室長。

○戸籍住民室長（遠藤光司朗君） お答えいたします。

上質紙、まず通常提出している紙は、こういったA4の紙で、あと証明する場合には改ざん防止用紙という用紙のほうを使用しているところなのですが、上質紙ですけれども、もっと厚手の紙を使用しております。主に交付される際には、例えば婚姻届であったりですとか、出生届であったりですとか、そういった届出の証明書で上質紙でするので、形としてしっかり残していきたいものというふうに捉えられているかと思われ
ます。

以上になります。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第6号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第6号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この条例は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴いまして、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧願います。第23条の改正であります。施設の重要事項について書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとなるものであります。

次に、4ページを御覧願います。第62条第2項第2号の改正でございます。記録の交付に用いる媒体を定めることとなるもので、今現在「磁気ディスク、CD-ROM、その他、これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」と記載されていたものが、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない「電磁氣的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るものとなります。

2ページを御覧願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） せっかく条例改正して、もう4月からやるということですが、早い話がこの条例が公布の日から速やかに実行される体制になっているのかどうか、お伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

4月1日から実行できるように準備を進めております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） この新旧対照表、自動公衆送信というので知らしめることにはなっているわけですが、これについては岩泉町においた場合は、こども園の今のような概要とか、勤務体制とか、いろんな施設に関すること等をそういうので送信をしていると。見るのは、こども園の保護者であり一般町民というふうに、皆さんが共通して閲覧できるのかどうかというのは、そういうものなのかどうか、お願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 阿部総括室長。

○委員長（畠山和英君） 阿部総括室長。

○健康推進課総括室長（阿部宏行君） お答えします。

現在3園の情報ですけれども、ワムネットというネットワークございまして、保健福祉、介護系の情報を提供するネットワークでございます。こちらに現在も3園の情報が登録になって公開中でございます。今回の改正を受けまして、内容を精査したり、あるいは町のホームページにリンクを張るといった形で、見やすいような形で整備していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすれば、4月で例えば転勤で来たお子さん連れの方々というふうな人は、こういうところにリンクすると役場になりこども園に相談しなくても、自分で検索をして、では子育て支援センターに行けるなどか、料金はこれぐらいだなというふうなことが理解できる代物なのかどうかということをお願いします。

○委員長（畠山和英君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今委員がおっしゃった件につきましては、今現在でもホームページ等で周知はさせていただいていますし、各園に配架もあります。十分情報は提供されているものところらでは認識しておりますので、もし不備がある場合は、改めて改善を図ってまいりたいなと思っております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで換気のために11時5分まで休憩をします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時05分）

○委員長（畠山和英君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に戻ります。

◎議案第7号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第7号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第7号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第9期介護保険事業計画における保険料の基準を定めるとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

内容といたしましては、介護保険法施行令の改正に伴うものでございまして、介護保険制度の持続可能性を確保するため、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化する

ことで低所得者の保険料上昇の抑制を図ろうとするものでございます。具体といたしましては、第1号被保険者の標準段階を現行の第9段階から第13段階に多段階化し、併せて標準乗率について第1号段階から第3段階の割合を引き下げ、今回新設する第10段階から第13段階までの割合を現行の9段階より引き上げて保険料を設定しようとするものです。

それでは、4ページの新旧対照表を御覧願います。改正後を御覧ください。第3条の保険料率ですが、適用期間を第9期計画期間の令和6年度から令和8年度までに改め、第1項第1号から第3号では第1段階から第3段階の保険料を定めておきまして、それぞれの保険料を3万7,680円、5万6,720円、5万7,140円に減額するものでございます。また、第10号から第13号では、新たに第10段階から第13段階を新設するとともに、それぞれの保険料を15万7,320円、17万3,880円、19万440円、19万8,720円と定めるものでございます。なお、所得段階ごとの保険料につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたとおり、第5号を基準といたしまして、第1号から第4号までは法で定める調整率により軽減され、第6号から第13号までは割増しとなるものでございます。

続きまして、第2項、第3項、第4項では、第1段階、第2段階及び第3段階の保険料についての減額を規定するもので、一律に年額1,240円を減額するものとなります。

次に、5ページを御覧願います。第4条普通徴収に係る納期の第5期について、閏年に係る取扱いが町税及び後期高齢者医療保険料と異なっていることから、同様の扱いとするものでございます。

第5条につきましては、介護保険法施行令の改正に伴う整理等の改正を行うものです。

次に、2ページにお戻り願います。下段の附則を御覧ください。第1項では、この条例の施行日を令和6年4月1日としています。

3ページの第2項の経過措置では、令和5年度までの保険料は、なお従前のおりとする旨を規定しているものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今の説明で、第3条の第1号から第3号までの部分と、それから第10号から第13号の部分と、これは国で定める乗率と、それから岩泉町で独自に定める金額というふうにも受け止められたのですが、そういうふうなものなのかどうかお願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（畠山和英君） 佐々木美穂子長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木美穂子君） それでは、お答えいたします。

標準乗率、第1号から第3号、それから第10号から第13号までのそれぞれの乗率については、あくまでも国の示した基準のとおり乗率とするものでございまして、保険料の基礎となる金額、基準額については、それぞれの市町村が必要な給付等の額から算出して求めることとされておまして、その金額については岩泉町は月額6,900円、その部分の金額は第8期と変わらないものでございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） お願いします。いずれ6,900円は変わらないということで、町民には何となく介護保険料は変わらないのだなというふうに受け止められがちですが、さっきの第3条の（9）まで、これの（9）の現在までの最高限度額はたしか14万560円というふうに記憶はしているのですが、ところが今回になると19万8,720円ということになって、突然年額が5万円以上上がるというふうな計算になるのですが、それで間違いがないかどうか。

○委員長（畠山和英君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

金額については間違いありませんが、今回条例改正の趣旨といたしまして、説明のとおりなのですが、第1号被保険者間での所得の再配分の機能を強化するというので、第9段階から第13に細分化して、所得の多い方々から相応分の保険料を徴すことということが今回大きな改正の一つということになりますので、委員おっしゃるとおり、金額等は高くはなるのですが、この数字で間違いございません。

以上となります。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いずれそういうふうな内容でもあることから、町民に知らしめるときには、1号から3号の場合は、定額になるというふうなこともあるのですが、一定の所得以上になる方については、もう年額について5万円以上のご負担をしていただきながら、介護保険制度というシステムについて、町民にぜひ理解をしていただきながら、介護保険計画を進めていかないと、どこまでもこれはそういう雪だるまとは言いませんが、大分人口は減ってきて、それから要介護者、要支援者は横ばいというふうなことになってくれば、住民負担は相当今後増えてくるだろうということが想定されますので、そのところは慎重に丁寧に取り組んでいただきたいということで要望しておきます。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第8号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 次に、議案第8号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第8号の説明に入らせていただく前に、議案第8号から11号までの4件議案があるのですが、関連する部分がございますので、共通事項に係る分をあらかじめご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、介護保険の各種サービスや事業者の基準には、介護保険法の規定によって、市町村の条例で定めることとなっておりますが、基準となる基につきまして、厚生労働省で各種の基準省令を定めております。このたびこれらの基準省令が改正されたことから、省令に合わせて条例を改正しようとするものであります。これから基準省令の主な改正事項についてご説明をさせていただきます。

まず、ケアプランの作成を行う居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所に関する事項といたしまして、利用者に対して行うモニタリングについて、心身の状態が安定していること、テレビ電話装置等で意思疎通ができることなどについて、主治医、担当等の合意を得た利用者については、本人の同意を得て、テレビ電話装着等を活用したモニタリングができることとされました。ただし、利用の状況に著しい変化があったときなどは、訪問にて行うとされております。また、ケアプランの作成について、現在要介護者は居宅介護支援事業所、社会福祉協議会とかふれんどりー岩泉ですが、要支援者は居宅介護予防支援事業所、これは当町では包括支援センターが行っておりますが、町の指定を受けたときに居宅介護支援事業所も要支援者のケアプランを作成できることとされたところです。この改正に伴い、居宅介護支援事業者のケアマネジャーの配置の基準も改正されたところでございます。

地域密着介護予防サービス事業所に関してでございます。協力医療機関との連携体制の構築としまして、利用者の病症が急変した場合等に、医師等が相談対応や必要な診療を行う体制を常時確保すること。この対応について、年に1回以上確認を行うことなどが義務づけられたところでございます。また、利用者の安全やサービスの質の確保、職員の負担軽減等の取組を推奨する観点から、現場での課題分析として必要な対応を検討し、利用者の尊厳、安全性を確保しながら、継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会の設置も義務づけられました。この規定は、経過措置によって3年間は努力義務とされているところです。なお、見守り機器等のテクノロジーの複数活用や、職員間の適切な役割分担の取組等によって、サービスの質の向上や職員の負担軽減が行

われていると認められる、生産性向上に先進的に取り組む事業者については、介護職員、看護職員の配置に関する特例が設けられたところでございます。

次に、事業所の共通事項といたしましてですが、まず書面掲示の規制の見直しとして、運営規程の概要等の重要事項について、現在は事業所内への書面掲示が義務づけられておりますが、令和7年度から原則としてウェブサイトへの掲載も義務づけられました。

次に、管理者の兼務範囲の明確化としまして、サービスを効率的に運用できるよう、これまで「同一敷地内の施設等に限る」の条件で認められていた管理者の兼務が、サービスの質を担保した上で、条件が緩和されたところでございます。

最後に、身体的拘束の適正化の推進として、身体的拘束等を、生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録をしなければならないとされたところ です。また、適正化のための委員会の開催指針の整備、定期的な研修の実施等が義務づけられたところでもあります。大変前段が長くなりましたが、以上で基準省令の主な改正となります。

それでは、議案第8号の岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。それでは、6ページ、参考資料の新旧対照表を御覧願います。第4条第2項では、居宅介護支援事業者の介護支援専門員、ケアマネジャーの配置の基準を規定していますが、第2項の改正及び追加する第3項によって、基準を変更するとともに、システム連携をする場合の基準の特例を設けるものです。

7ページの第5条第3項第2号では、管理者の兼務について、同一敷地内にあるという条件を削除するものになります。

9ページを御覧願います。下段の第15条に、身体的拘束等の適正化として、第3号、第4号を追加してございます。

10ページと同条第17号に、イといたしましてテレビ電話装置等を活用したモニタリングの規定を追加いたします。

12ページを御覧願います。第24条に、第3項として、重要事項のウェブサイトへの記載の義務づけを追加してございます。

その他につきましては、基準省令の改正に伴う整理等の改正を行うものでございます。

次に、5ページに戻り、附則を御覧いただきたいと思います。第1項で、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

第2項では、重要事項のウェブサイトへの掲載を令和7年3月31日まで猶予する経過措置を設けています。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この制度で、10ページにわたりますが、介護支援専門員、結局町にも地域包括支援センターというのがあります。ですので、施設的に民間の施設のことだけを言っているのか、町で行っている地域包括支援センターの職員の方々も、これの適用を受けながら、要介護の人たちへの対応が可能なのかはどうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木美穂子長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木美穂子君） お答えいたします。

こちらの議案第8号で定めている指定居宅介護支援の部分の基準につきましては、包括支援センターが行っている部分ではなく、町内にございます社協さんと、ふれんどりー岩泉さんと、すずらんさんと、3か所、町内には居宅介護支援事業所がございますけれども、こちらの事業所の運営に関する基準として定めるものでございまして、この後出てまいりますけれども、介護予防支援のほう、そちらのほうの基準は町の包括支援センターに適用される部分になります。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 条例改正で気がついたので、お伺いしますが、説明にもあったように、この基準省令は平成11年なのだよ。もう令和では、まず20年以上たっているわけだ、平成からいけば三十何年だ、平成三十何年。この間、改正に向けて、国から来たのは国の法律なりあるもので、あとは地元の自治体が条例なり規則で運用することになっていると思うのですが、20年以上もいわゆる手をつけないで、事業所に影響がなかったと言えどどうなのか、あるいは改正がまた今になってやらなければならない理由は何なのか。省令の通達が来てからある程度、何年以内に自治体は条例なり規則を改正し

なさいというような、何か決まりはない……こういうふうには、私は時間をかけているのが非常にどうも遺憾だと思うので、質問するのですが、別に何十年かかっても、改正案を示さなくてもいいのか、ある程度の見通しについてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

委員のご質問は、第8号の提案理由の国の関する基準、括弧内の「平成11年厚生省令第38号」だと思うのですが、多分この基準は介護保険が始まったときに、同時にこの基準も定められたところでのスタートでの基準の設定日の、括弧内の表記はそういう意味だと認識しておりました。この基準に関するものは、その都度その都度、変わってはきてございまして、今回は中身を前段でご説明させていただきましたが、ちょっとあやふやな答えですが、多分介護保険の計画策定時には基準もその都度変更、一部変更とかあったと認識はしてございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 既にそういうことであればいいかと思うのだが、そこで今回の改正によって、それぞれの事業所に、いわゆる予算的な面なり人的な面なり、負担がかかるような感じが私はするのですが、負担はどの程度かかるのか、見通しについてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今回の改正、もろもろ結構大きい改正があったかなと思っておりました。人員分は、そんな基準的なのは大きくはないかと思っておりましたが、一部システムの分の取扱いも多少あるかなと思っておりました。果たして、そこを今後これが改正されたから、民間事業所のほうでシステム等の改修費に費やす財務というか、体力的な分があるかといえ、私どもちょっとその分は不安な点はございますが、事業所と協力、意見交換しながら、何とかその部分は事業所自身で今のところは努めていただかなければならないかなとは思っておりました。

今回の計画の改正におきましては、いろいろなシステム等の電子化等も含まれておりますので、そこら辺も含めながら、意見交換しながら、一緒に進めてまいりたいなどは

考えてございます。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） これからの社会は、高齢化によって、指定居宅介護事業、なくてはならない施設だと思うので、やっぱり事業所の全額負担ではなく、できる部分は町でも支援を私は検討したほうがいいかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第9号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第9号 岩泉町指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

それでは、14ページの参考資料の新旧対照表を御覧願います。中段の第24条に第8号、第9号として身体的拘束等の適正化の規定を追加いたします。

15ページにかけまして、第34条に第3項として、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけの規定を追加いたします。

第42条第2項には、第5号として、身体的拘束等の適正化に関する提案を追加します。

16ページを御覧願います。第48条で、管理者の兼務できる施設等を改めます。

17ページにかけて、第51条に第5号、第6号として、身体的拘束等の適正化に関する規定を追加いたします。

以降でございますが、27ページまでがサービスの種類ごとに身体的拘束等の適正化に関する規定の追加等を行う内容になります。

27ページを御覧願います。第106条の2として、生産性向上のための委員会の設置の規定を追加いたします。

28ページ、29ページを御覧願います。第125条に第2項から第6項として、協力医療機関との連携体制の構築に関する規定を追加いたします。

31ページを御覧願います。32ページにかけまして、第130条では生産性向上に先進的に取り組む施設等の人員配置基準の特例の規定を第11項として追加します。

その他につきましては、第8号議案の前に説明した基準省令等の改正に伴う所要の整理を行うものとなっております。

次に、11ページに戻り、附則を御覧願います。第1項の条例の施行日は、令和6年4月1日とするものです。

第2項以降は、経過措置の規定となります。第2項では、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけを、第3項では身体的拘束等の適正化の義務づけを、それぞれ令和7年3月31日まで1年間猶予するものであります。

第4項では、生産性向上のための委員会の設置の義務づけを、第5項では協力医療機関との連携の義務づけを、それぞれ令和9年3月31日まで3年間猶予するものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 次に、議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第10号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

についてご説明いたします。

それでは、7ページの参考資料の新旧対照表を御覧願います。第6条では、管理者の兼務できる施設等の改正を行っております。

8ページを御覧願います。第10条でも管理者の兼務できる施設等の改正を行うものがございます。

第32条は、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけの規定を追加するものでございます。

9ページから10ページにかけて、第40条及び第42条で、身体的拘束等の適正化の規定を追加しております。

12ページを御覧願います。第53条では、身体的拘束等の適正化のための委員会の設置に関する規定を、13ページの第63条の2として、生産性向上のための委員会の設置の規定を追加しております。

14ページ、15ページを御覧願います。第83条に、第2項から第6項として、協力医療機関との連携体制の構築に関する規定を追加しております。

その他につきましては、第8号議案の前に説明した基準省令の改正に伴う所要の整理を行っております。

最後に、6ページにお戻り願いたいと思います。附則を御覧願います。第1項の条例の施行日は、和6年4月1日とするものです。

第2項以降は、過措置の規定となりまして、第2項では重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけ、第3項では身体的拘束の適正化の義務づけを、それぞれ令和7年3月31日まで1年間猶予するものであります。

第4項では、生産性向上のための委員会の設置の義務づけを令和9年3月31日まで3年間猶予するものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第11号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

6ページの参考資料の新旧対照表を御覧願います。第4条及び第5条は、介護支援専門員及び管理者の配置基準の見直しとなっております。

次に、9ページを御覧願います。中段の第23条は、第3項に重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけの規定を追加するものでございます。

10ページにかけて、第30条及び第32条では、身体的拘束等の適正化に関する規定を追加しております。

また、11ページの第32条の第16号で、テレビ電話設置等を活用したモニタリングに関

する規定をしております。

その他につきましては、第8号議案の前に説明した基準省令の改正に伴う所要の整理を行ってございます。

次に、5ページの附則を御覧願います。第1項の条例の施行日は、令和6年4月1日とするものでございます。

第2項では、重要事項のウェブサイトへの掲載、令和7年3月31日まで1年間猶予する経過措置を設けるものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） ここで10ページ絡みになりますか、32条関係でモニタリングというのがあります。先ほども社協とか各事業所にテレビ電話等による面談とか指導があるというふうなこともあります。この制度にのったものに岩泉町で設置しているぴーちゃんねつと、これもテレビ電話なり面談を受けるそういう対象の施設になるのかどうか、それはいかがですか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（畠山和英君） 佐々木美穂子長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木美穂子君） お答えいたします。

テレビ電話装置等を活用したモニタリングのテレビ電話装置等に、岩泉町で使用しているぴーちゃんねつとも当たるものというふうに考えております。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） お願いします。ぴーちゃんねつとの活用ですが、ぴーちゃんねつとは15年以上前、約20年近くになると思うのですが、最初の取扱いを少し私も徹底すればよかったかなと思うのが、せっかくテレビ電話なのに、画面をほとんどの方々が消されているということになります。これは、やむを得ないことかとは思っているのですが、ただこのように介護予防とか、いろんな相談事業があった場合に、せっかくの町民からの相談があった場合に、画面を消されたままのモニタリングでは、この何億もかけた設備で

年間の維持費が何千万とかかっているものがまるでもったいないというふうな気がしますが、その点についてはいかがですか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 畠山地域包括支援センター室長。

○委員長（畠山和英君） 畠山千穂子地域包括支援センター室長。

○地域包括支援センター室長（畠山千穂子君） お答えします。

今回のテレビ電話装置を活用してのモニタリングにつきましては、対象の方とモニターで画面を通して、顔を見ての面談ということが条件になっておりますので、そういうことを今後対象の方々に周知しまして、テレビ電話を活用してのモニタリングをできるように進めてまいりたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひそれが役場の栄養士さんであり、保健師さんであり、職員の方々もそうですし、あと社協さんであれ、事業者さんであれ、それが通常になるような形に少しでも進んでいただければ、自分の身体の状態に異常があったときに、病院には行けないけれども、保健師さんの初期段階の相談になるかなというところにも活用できるかと思っておりますので、今室長さんがお話をされたようなことで、ぜひ活用を前向きに検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日吉理地域整備課長。はい、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） それでは、議案第12号 岩泉町漁港管理条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、本条例の引用法令であります漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布され、改正漁港漁場整備法では従来の漁港施設の利用のほかにも多様な漁港施設の活用を図るため、漁港施設等活用事業が成立されたところでございます。そのほか直売所や陸上養殖施設、避難路などの施設が漁港施設として新たに追加をされまして、漁港管理者と協力をして漁港施設の点検なり清掃、知識の普及啓発を担う団体を指定する漁港協力団体制度の創設等の改正が行われ、法の目的に漁港の活用を促進することが追加されたこととあります。

また、法律名が漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に名称が改められることから、所要の改正を行うとともに、漁港施設の占用料のうち電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額の改正を併せて行うものとなります。

それでは、3ページの参考資料、新旧対照表を御覧ください。まず、第1条では、引用法令の名称が改められ、漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律と名称が改められております。

続きまして、第13条第1項では、「占用の許可を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者」に改められております。この認定計画実施者というものは、簡単に申し上げますと、漁港を活用したなりわいなり、活性化なり、そういった事業に取り組みたいという方々が我々漁港管理者に対して申請をして、認められた方というものになっております。

4ページを御覧ください。別表第1中、電柱類を設置する場合の1本ごと1年につき「310円」を「550円」に、地下埋設物を設置する場合の外径40センチ未満1メートルまでごとに1年につき「67円」を「120円」に、外径40センチ以上1メートルまでごとに1

年につき「120円」を「210円」にそれぞれ改めるものとなります。

2 ページ、別紙にお戻り願います。附則といたしまして、この条例は施行期日は令和6年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今までの漁港管理条例と、今回の改正条例で言われる、いわゆる漁港の区域内というのは変更があるのかないのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 日吉課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 漁港の区域に関しては、今回の条例の改正に伴いまして変更というものはございません。ただし、先ほど申し上げましたとおり、漁港施設として新たに避難施設ですとか、あと陸上養殖の施設ですとか、そういうものが漁港施設として、区域は変更になりませんが、施設として追加になったというふうなものになっております。

○委員長（畠山和英君） ほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時53分）

再開（午後 1時00分）

- 委員長（畠山和英君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。
ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
これより審査に入ります。
-

◎議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例について

- 委員長（畠山和英君） 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也上下水道課長、どうぞ。

- 上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正に伴い条ずれが生じます3件の条例、岩泉町監査委員条例、岩泉町水道事業の設置等に関する条例及び岩泉町下水道事業の設置等に関する条例につきまして、条ずれへの対応を3件まとめて行おうとするものであります。また、岩泉町水道事業の設置等に関する条例につきましては、条ずれへの対応のほか、他の規定との整合性を取るための所要の整備を併せて行うものでございます。

それでは、新旧対照表により改正内容についてご説明いたします。3ページをお開きください。初めに、岩泉町監査委員条例の一部改正でございます。第4条中、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。

次に、岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。第5条中、「第243条の2の2第8項」を「第248条の2の8第8項」に改め、第6条中、「50万円以上の」を「50万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償補償法による保険金額の最高限度額に相当する額）を超える」に改めます。この第6条の改正につきましては、町長の専決事項との整合性を取り、損害賠償の額の決定は、50万円を超えるものについては議会の議決を必要とする内容へ改正を行い、併せて自動車損害賠償保障法に係る規

定を盛り込むものでございます。

最後に、岩泉町下水道事業の設置に関する条例の一部改正でございます。4ページをお開きください。第6条中、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

2ページにお戻りください。施行期日につきましては、令和6年4月1日、岩泉町下水道事業の設置等に関する条例第6条の改正規定は公布の日からとしております。

以上で議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部

を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部改正が行われ、国における水道整備、管理行政の所管省庁が変更となりますことから、所要の整備を行おうとするものでございます。具体的には、水道整備・管理行政のうち、水質または衛生に関する事務については厚生労働省から環境省へ、それ以外のものに関する事項につきましては厚生労働省から国土交通省へそれぞれ移管されるものとなっております。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明いたします。3ページお開きください。第5条第1項、第38条第2項ただし書及び第43条第1項中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。これらは、今般の水道法の一部改正に伴う水道法の引用の修正でございます。このほか第38条第2項ただし書におきましては、用字、用語の修正を行っております。

2ページにお戻りください。施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で議案第14号 岩泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一教育次長。はい、どうぞ。

○教育次長（三上訓一君） 議案第15号 岩泉町公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

それでは、3ページ、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第2条でいずみ公園の項を削るものであります。まず、いずみ公園につきましては、岩泉の東上町地区にある龍ちゃんドームに接道する町道中野線を挟んだ場所にある公園となります。町道中野線の泉橋が平成28年台風第10号災害により被災し、現在下流側に新たな泉橋の架け替え工事を進めており、これに併せ町道中野線をいずみ公園側に切替えることとなり、いずみ公園の活用ができなくなるため、今回同公園を廃止しようとするものであります。

第3条、第4条の下線部につきましては、文言修正を行うものであり、第6条については条の見出しを「(処分)」から「(使用の許可の取消し等)」に改正するものであり、また併せ本条文と第7条の下線部について文言の修正を行おうとするものであります。

2ページにお戻りください。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上の説明となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 今の説明で、いずみ公園が廃止になると。いずみ公園は、道路になって、今の道路が多分廃止になるのかどうかあれですけども、そこで検討していただきたいのは龍ちゃんドームから落ちる雪というか、あれが結構走って行って今の道路を塞ぐような実態があるわけです。今度道路が変わることによって、その懸念はなくな

るのかどうかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 今回切替えるのがいずみ公園側のみですので、現状、前の東北電力のグラウンドのほうは変わりません。ですので、北側の屋根からの落雪というのは、状況としては変わりませんので、当然管理する中で除雪等も含めて適切に行っていくということを第一に考えていきたいと思えます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それは、ちょっと残念ですけれども、計画ですからしょうがないかなと思っています。

それから、もう一つ、これでいきますと、もう岩泉町に公園というのがなくなります。先般整備していただきました海洋センターの隣のところが、ミニですけれども、小さな公園で芝も立派ですし、それからあずまやもつきました。それから、フェンスも整備をされているようですが、あそこが位置づけだったり、そしてこのように雪が降ったときにはそり遊びぐらいできるような、そういうふうなことにすれば公園的な取扱いが可能かとは思いますが、そのお考えについてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 今回いずみ公園を廃止という提案しているわけですが、一方B&Gの横のレクリエーション広場、こちらのほうは昨年芝生にした形で子供さんを中心に利用していただくということで、あそこを通年利用という形にはしておりますけれども、雪の状況なりでスキーができるかどうかというのは、非常に悩ましい状況はありますけれども、今後利用者の声を第一に聞き取りながら、今回いずみ公園をなくしようという提案しているわけですが、そういう小さなお子さんたちが遊べる場の環境というのは、保護者の皆さんの声も聞きながら、どういう形がいいのかというのは役場内部でも協議しながら進めていければなというふうに思います。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） あその公園は、震災前はスポ少が相当長くの間使っていた経過もあると思うのです。それで、しばらく利用がなくて、災害のときの仮設住宅等が建ったのですが、今話があったようにそもそも町内唯一の公園をなくしなければならない

理由は何ですか、今の時期に。

○委員長（畠山和英君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

既存のいずみ公園につきましては、これまで遊具等もありましたので、子供たちの遊びの場ということで利用されてきておりました。台風10号での被災した中で、まず泉橋が被災して危ない状況もあったということもありますし、遊具もやはり古くなってきておったということから、あそこの有効利用も考えた上で、盛土した上で、新たな公園というのも模索はしておりましたけれども、やはり今回の道路の切り回し等、あとは必要な面積を取れないという部分と、レクリエーション広場が、芝生化した広場ができたということから、そちらの活用も可能であるということから、今回廃止の提案をさせていただいているところでございます。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第16号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）

○委員長（畠山和英君） 議案第16号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第16号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。なお、別冊のつづりとしてお配りしております令和5年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございますので、ここでは説明を省略させていただきます。

それでは、まずは、31ページを御覧願いたいと思います。31ページ、2款1項3目財政管理費、24節に公共施設等整備基金積立金3億4,905万8,000円を追加しております。当該基金については、平成28年の台風災害以降、10億円を超える額の取崩しを行ってきたところではありますが、今後におきましても公共施設の整備や改修が計画されておりますので、財政負担に備えるため、基金への積み増しを行うものでございます。

続きまして、34ページを御覧願います。11目ふるさと納税推進費、7節報償費から12節委託料まで、合計1,056万4,000円を追加しております。これは、今年度のふるさと納税額が3億1,000万円の見込みとなったことから、それに対応する各経費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、飛びますが、59ページを御覧願います。59ページ、7款4項2目公共下水道費、27節に公共下水道事業特別会計繰出金で公営企業運営資金安定化分1億4,800万円を追加しております。これは、令和6年4月1日から公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行となりますので、その運営資金に係る予算をお願いするものでございます。

続きまして、65ページを御覧願います。65ページ、9款2項2目教育振興費、10節消耗品費に876万7,000円を追加しております。これは、4月から小学校の教科書が改訂されることから、その改訂される教科書に併せて教師用指導書を購入するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。23ページにお戻り願います。17款

1 項 3 目ふるさと納税で2,000万円を増額計上しております。これは、先ほど申し上げましたが、今年度のふるさと納税が3億1,000万円の見込みとなるためでございます。

次に、次のページ、24ページを御覧願います。19款 1 項 1 目 1 節繰越金で2億2,977万5,000円を増額計上しております。

以上で歳入説明を終わります。

最後に、繰越明許費補正と地方債補正をご説明いたします。8ページにお戻り願います。8ページ、第2表、繰越明許費補正であります。今回の繰越明許費につきましては、計10事業、総額4億3,729万円の繰越しをお願いするものでございます。

次のページ、9ページ、第3表、地方債補正であります。4つの起債の種別について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億3,650万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。29ページをお開きください。1款 1 項 1 目議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） これは、全科目にまたがる部分なのですが、会計年度任用職員の報酬なり、いろんな減額が各項にわたって計上されております。これの統括というか、一発で総合計は幾ら、今回の補正で何千万円になると、よって何人分を今回確保することができなかったというふうなのができていくかどうかというのは可能ですか。

○委員長（畠山和英君） 三上総務課長でいいのかな。

○総務課長（三上義重君） 補正予算書の74ページ、申し訳ございません、ちょっと後ろになりますが、補正予算書の74ページに給与費明細書の会計年度任用職員の補正の内容の内訳がございます。先ほど委員からご質問のありました金額のほうですけれども、こちらの明細によって説明いたしますが、金額のほうを比較しまして、給与のほうで5,453万2,000円、共済費込みで6,720万9,000円、これを今回最終で補正してございます。人数につきましては、ちょっと各課のほうで計上している分での比較になりますので、そちらのほうもし必要……よろしいでしょうか。金額的な部分ですみませんが、ご説明させていただければこの資料に基づいてになります。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほども4億5,000万円の会計年度任用職員の経費の捻出が出ました。ですので、この4億円を超える予算でしかるべき人数を確保しながら、結局その人たちがいなければ行政の事務執行に影響があるというふうな判断の下で予算の議決がなっていると思います。ですので、総務課のほうではトータルで本来4億5,000万円であれば、41人不足百何人で、延べで200人になるというふうなことで、その人たちを各課で採用が可能なようにしていただいて、午前中の審議でも課を新設したり、室の移行によって、今まで4人の体制だったのが3人になるとか、業務も変更にはなるかと思うのですが、それぞれの室ではその人数でもって仕事を執行していると思いますので、そこら辺のところはひとつ目を配りながら、この予算は適正に使用していただければ事務の滞りがいいのかなと思っていますので、これは要望しておりますので、お願いします。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

2目文書広報費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2目を終わります。

3目財政管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。3目を終わります。

4 目会計管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。4 目を終わります。

5 目財産管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。5 目を終わります。

6 目企画費。

3 番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ここで地域おこし協力隊のことをちょっとお聞きしますが、先日隊員の名簿というか拝見しました。任期が3年ということは今までも聞いていたけれども、2人ほど5年の任期になっている方がいたのですけれども、その説明をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 菊池政策推進室長。

○委員長（畠山和英君） 菊池政策推進室長。

○政策推進室長（菊池修二君） お答えいたします。

任期が5年の協力隊が2人いらっしゃいますけれども、これにつきましては国の地域おこし協力隊の推進要綱というものがございまして、これが改正になりました。この改正の内容というのが新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に活動を行えなかった隊員、具体的に言いますと令和元年度から3年度までに任用された隊員に限るのですけれども、この期間で十分に活動できなかった隊員については、市町村の裁量で延長することができるということに改正されております。そのため、この期間に採用されました地域おこし協力隊にヒアリングを行いまして、どうしても観光事業に携わっている協力隊ですとか、あと対面で町民と接しながら、事業を進めるという隊員につきましては、どうしてもコロナの制限を受けて活動が十分にできなかったということで、2年の延長をしているところでございます。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 了解しました。そうすると、その2名だけですか、対象者というのは。今後増えることはない。

- 政策推進課長（佐々木 真君） 菊池政策推進室長。
- 委員長（畠山和英君） 菊池修二政策推進室長。
- 政策推進室長（菊池修二君） お話があったとおり、この2名のみとなります。
- 委員長（畠山和英君） 3番、畠山昌典委員。
- 委員（畠山昌典君） コロナ関連ということで、それは非常にいいことかなと思うのですが、例えばコロナ以外でも大変な思いをしている隊員が多分いるかと思います。猛暑でだったりとか、あるいはワサビも、聞くところによると苗の確保ができなかったりとかということで、予定だったり計画までやれていない隊員がいるのも承知していますけれども、そういった方々への助けとか、そういったのはないのでしょうか。
- 委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。
- 政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊制度というのは、基本的には3年間ということになっております。3年間来ていただいて、その3年で卒業した後の定住に向けての新規就農であったり、あとは起業であったり、こういったのは3年間の間に我々役場もそうですし、いろんな面でそれをフォローしながら、独立していただくというようにやっておりますので、これを単純に年数を延ばすという制度ではないために、やっぱり3年間の中でやっていくと。今話に出ましたワサビ、こういったものにつきましても、我々農林水産課のほうでも一人一人個別に面談をしながら、面倒を見ているというような状況でございます。
- 委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。
- 委員（坂本 昇君） 私は、12節の地域おこし協力隊の受入れ事業の委託料が補正で3分の2減額なっています。受け入れてから、これからも大事なところだと思うのですが、その理由についてお願いします。
- 政策推進課長（佐々木 真君） 菊池政策推進室長。
- 委員長（畠山和英君） 菊池政策推進室長。
- 政策推進室長（菊池修二君） ご質問の事業所受入れの委託料につきましてですけども、当初の予算で事業所受入れですので、6事業者の応募をかけてございました。しかしながら、実績といたしまして、そのうち1事業者、お二人のみの応募ということで、今回ちょっと金額が大きいのですが、減額の補正ということにさせていただいております。

す。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ということは、地域おこし協力隊の活動そのものには影響がないということで受け止めていいですね。それから、地域おこし協力隊が協同組合をつくりながら、新しい雇用の場の育成に持っていくかというふうな事業展開もあったようにも記憶しているものですから、これらを何かうまく活用して、次の展開にさせていただければと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 事業所受入れといいますのは、各事業所で必要な方を受け入れながら、地域おこしというので事業所のほうでも頼りにして、その方をお願いしてやるというような形でございます。今回今のような形の人数だったのですけれども、4月からの受入れは、もう既に今面談をしております、また増える予定ではございません。今の委員がおっしゃったような地域おこし協力隊がまとまってというような、これは今現在そういった形にはなっておりません、受入れ事業者、KEEN ALLIANCEのところではいろんな地域おこし協力隊の面倒を見ながら、つながりを持ちながら、やっている。実際KEEN ALLIANCEのほうでも、地域おこし協力隊を1名、今度4月から受け入れて、そういった形を強化しようというようなことにしております。これは、今後も課題としていろいろ取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。6目を終わります。

7目支所費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。7目を終わります。

9目交通安全対策費、質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） この交通指導員のところでお伺いします。

予算的にも半分とまではいきませんが、結構の予算が減額になっています。何とか交

通安全ということで子供たちとか、高齢者の方々の見守りを交通指導員の方々頑張って
おられますが、指導員を確保しながら、交通安全に思うわけでございますが、この減
額への対応等についてお願いします。

○委員長（畠山和英君） 應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） 委員ご案内のとおり、交通指導員は当所21人定員を予定
しておりましたが、現状で13人というような状況でございます。現状の隊員も高齢化も
進んでおりまして、なかなか成り手を見つけるのが苦しいというような状況ではござい
ます。関係者と協議をしながら、確保に向けて何とか進めていきたいなどは考えてござ
います。

一方で、学校も統合されまして、どっちかといいますと、交通指導員は登校時の交通
事故防止みたいな感じもありますので、学校がある頃には積極的に隊員になっていただ
いていたという現状もありますが、なかなかその辺も厳しい状況ではございます。

いずれにしましても、今後何とか確保していきたいなと思っておりますので、よろし
くお願いをいたします。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときに、成り手不足の場合に、これぐらいの予算があった場
合に、やっぱり報酬が決まっているので、限度額なのか、90日出ました。例えば年間10万
円ですと。だけれども、今のような事情から言って、確保するために15万円にお願いし
て、この予算の範囲内で活動するというふうなわけにはいかないのかどうか。今後増え
る見通しというのも、なかなか私は難しいのかなと思ったりして考えられるので、そこ
をお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） 報酬につきましては、他の市町村との整合性等々もあり
ますので、その辺につきましては検討はいたしますけれども、なかなか難しいのかなと
思います。

いずれにしましても、ご理解をいただきながら、積極的に隊員確保に頑張っていきたく
いなと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。9目を終わります。

10目諸費、質疑はありませんか。質疑なしでいいですか。

11番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 諸費ですが、デマンドタクシーの件ですが、随分予算取っていたのが大幅に減額になっていますが、その理由は何なのかをお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 菊池政策推進室長。

○委員長（畠山和英君） 菊池修二政策推進室長。

○政策推進室長（菊池修二君） お答えします。

デマンドタクシーの減額の内容ということでございますけれども、当初予算で積算いたしましたのが運行日数掛ける1日の利用者が大体2.5人、利用回数で600回程度を予定して予算計上しておりました。実際のところ実績でございますけれども、4月から12月、この補正予算を編成した時点の9か月間の利用者の実績数が月平均で約16人という実績内容になってございますので、1月から3月までの見込みを立てまして、その中でこのぐらいの額を減額ということでお願いしてございます。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） そうすると、1月から3月までの実績なわけですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 菊池政策推進室長。

○委員長（畠山和英君） 菊池室長。

○政策推進室長（菊池修二君） 1月から3月までの実績ですね。

〔「1年間の実績」と言う人あり〕

○政策推進室長（菊池修二君） はい。1年間の見込みで利用予定者数を算出しまして、その中でこのぐらい減額になるだろうということでの減額補正でございます。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 一番減額になった理由は、何だったと考えていますか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 安家のデマンドタクシーにつきましては、実証実験という形でやらせていただいております。昨年度もやりまして、今年度も実施しているわ

けですけれども、使用回数というのが月に10人から15人ぐらいしかというか、使っていないというような状況でございます。これは、見込みよりもやはり大幅に少なかったという状況でございました。

これが要因といたしまして、我々町内を動くためということで安家から町内で、安家の端のほうから支所、あと郵便局に年金を受け取りにとか、そういった想定の中でやらせていただいております。実態を見ますと、使われているのはもうそういった特定の方というような状況でございます。それ以外の方は、やはり久慈に行くには車だったり、地区でも運行していますけれども、そういったのを利用されているというような状況で、このような人数ということになっておりました。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 安家内だけだから、例えば郵便局とか役場関係しかできないから、ほとんどの方が病院とか、町、安家外に利用したいのが多いのです。その辺を考えてみれば、もっと利用が増えるかなと思っているのですが、これは一般質問でまた質問しますけれども、ぜひそういうように考えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。10目を終わります。

11目ふるさと納税推進費、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。11目を終わります。

12目小川地区複合施設整備事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。12目を終わります。

2項徴税費に入る前に、ここで岩泉ホールディングスの株式会社の経営状況についての質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） ホールディングスの社長さんが本を出版なさって、売行きも非

常にいいようでございますが、経費がホールディングスの経費となっていると。印税の部分はどうなっているのかなと、単純な質問なのですが、もしお分かりでしたら、お願いをいたします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回ヨーグルトのアルミパウチ15周年記念ということで、本の出版をホールディングスのほうでしたということでございます。私の分かる範囲では、かかる経費については、ホールディングスが支払って、その後売れた売上げについてもホールディングスのほうに入るというふうに伺っております。

その印税という部分につきましては、今回の分が商業出版ではなくて自費出版ということで伺っておりまして、その分での入ってくる分も全部ホールディングス分の持分だけで、印税という形では生じないというふうに伺っておりました。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 社長は非常にお忙しい方で、あの枚数を自分で執筆なさるというのはなかなか難しかったのではないかなと。ライターの方が当然間にはいるのではないかなと思うのですが、そこの方に対しては、報酬は当然発生していると……もしあればですよ、いるかないかだけでも結構なのでございますが、回答できればお願いをいたします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 自費出版でありますけれども、出版に協力していただいた方はいるようでございますが、そこについての報酬については伺っておりません。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。ホールディングス。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） それでは、質疑なしと認めます。これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

それでは、席替えをお願いします。

2項徴税费、1目税務総務費に入ります。質疑はありませんか。人件費のみ。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

3目県知事・県議会議員選挙費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

次に、5項統計調査費、1目統計調査総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

次に、6項1目監査委員費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。繰り返します。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） この14節の工事請負費、ふれあい交流館の事務室改修というのがあります。これは、年次的にやるものなのか、そういうふうな全体計画の中の第何期目的なのがあればお知らせをお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 芳賀地域福祉室長。

○委員長（畠山和英君） 芳賀範子地域福祉室長。

○地域福祉室長（芳賀範子君） 答えいたします。

ふれあい交流福祉館の事務室窓改修工事でございますけれども、こちらは社会福祉協議会が事務所を構えております交流館になりますが、工事のほうにつきましては、毎年社会福祉協議会さんをご相談の上、決定しております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2目社会福祉施設費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目老人福祉費、40ページからです。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。3目を終わります。

4目国民年金費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。4目を終わります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 7節の出産祝金ですけれども、前年度もこの話をしたと思うのですけれども、今年度岩泉で生まれた赤ちゃんは何人だったのでしょうか。3月もまだありますけれども、見込みも併せて伺います。

○委員長（畠山和英君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

5年度での出生見込みですが、12月までは15人ということでございまして、今現在1月、2月が経過しておりますが、予定としては11人プラスになる予定で、全体で26前後かなと見込んでおるところでございます。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

2目児童措置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目児童福祉施設費、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2目予防費、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目母子保健費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

4目健康づくり推進費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

5目保健師設置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで5目を終わります。

6目環境衛生費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで6目を終わります。

7目健康増進費に入ります。質疑はありませんか。

13番、八重樫龍介委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで人間ドックに関して伺います。

多分人間ドックを受けるためには、盛岡のほうに移動して受けなければならないと。

済生会病院で人間ドックというのは、受けられるかどうかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 西間健康推進室長。

○委員長（畠山和英君） 西間健康推進室長。

○健康推進室長（西間太輝君） お答えいたします。

現在、済生会岩泉病院での人間ドックについては、実施していない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 実施していないというのは、できるのだけれども、していない
というのか、それとも何らかの理由があって実施ができないのか、そこをお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 西間室長。

○健康推進室長（西間太輝君） お答えいたします。

人間ドックについては、より詳細な検査が必要ということで、様々な項目あるのです
けれども、例えば眼底検査を行う場合なのですけれども、どうしても応援医師の力を借
りなければならないということで、眼科は週に1回の診察でございますので、そういう
ところを踏まえると、ちょっとすぐに対応は難しいという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） とはいうものの、わざわざ盛岡まで行って受けるとなると、腰
が重くなると。済生会病院で受けることが可能となれば、多分受診される方が増える
と思いますが、その働きかけ等は今後行っていかれるのでしょうか、お伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

これまで人間ドックにつきましては、済生会で受診できないかということを探索はし
てきておりました。機器等とか人員的な問題、今西間室長が言ったような問題等々があ
りまして、なかなか実現するにはちょっとハードルが高いかなと思ってはおりました。
今現在であれば、農協さんと連携いたしまして、人間ドックというところで盛岡のほう
で受診できる環境は整えているのですが、今後につきましてはどうしても中央での健診
機器等の充実した施設のほうで受診することがよりベターではないかなというところも
ありまして、むしろ盛岡のほうで、予防医学協会さんとか対がん協会さんのほうに出向
くことにはなるのですが、そちらでの健診受診が可能かどうかという方向で検討をして

いくべきかなというところでは考えてございまして、済生会さんではなかなか難しいのが正直なところだと思っておりました。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ドックというか関連で、定期健診なり健康診断をします。その方に異常ありという通知があった場合に、岩泉町で健診を受けて異常ありと。それが全て済生会というか、町内の医療機関で再健診ができるというふうになっているのか、その度合いというのを伺いたいのです。というのは、せっかく健診をしても、今お話があったように、どうしても盛岡に行かなければならないとか、宮古に行かなければならないということで、足の確保ができない人たちがそこに行かないことによって、次の健康の確保が遅れてしまうという懸念もあるものですから、そのことについて伺います。

○健康推進課長（三浦政宏君） 西間室長。

○委員長（畠山和英君） 西間健康推進室長。

○健康推進室長（西間太輝君） お答えいたします。

健康に不安がある方についてなのですけれども、済生会岩泉病院のほうでちょこっと健診というものを行っております、様々な項目あるのですけれども、ワンコインで不安な項目について受診できるような制度になっておりまして、そちらについて病院のほうで周知している状況でございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そういう制度があるということで、これありがたいと思います。そこで、今の質問の中だと、特定健診で再通知をもらったというふうなところが岩泉で完結するのか、それとも8割方は完結するが、2割はやっぱりどうしても専門機関に行くという割合的なものも健康推進課としては把握しているのかどうかということをお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 佐々木統括保健師。

○委員長（畠山和英君） 佐々木慶子統括保健師。

○健康推進課統括保健師（佐々木慶子君） お答えします。

済生会岩泉病院で、まず地元のかかりつけということでかかっている患者さんも多くいらっしゃるのですけれども、岩泉町の近隣市町村、久慈とか盛岡あるいは宮古のほうにかかっている方は健診の結果をもって、ふだんから見ていただいている先生に見ていただくということを考えれば、100%に近い状態とは言えないと思います。はっきりしたパーセンテージは、ちょっとお示しできないのですけれども。

あと、済生会岩泉病院の場合は、循環器の先生もいらしているので、通常の診療のほかにも専門の先生のほうで、またさらに精査をして診ていただいたほうがいいとなれば、大きな病院に行くというような流れになるかと思えます。

○委員長（畠山和英君） ほかはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで7目を終わります。

ここで換気のため午後2時15分まで休憩します。

休憩（午後 2時03分）

再開（午後 2時15分）

○委員長（畠山和英君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。これより審査に戻ります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目の農業振興費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、補正予算新規事業等概要説明のほうを説明させていただきます。

資料のほうをお開き願います。事業名でございますが、果樹被害対策生産資材緊急支援事業でございます。事業実施主体は岩泉町です。事業の目的でございますが、令和5年の果樹栽培においては、生産資材の高騰により費用が増加する中、凍霜害や高温被害

などの気象災害に加え、過去にない規模でのツキノワグマによる食害や様々な獣害が発生してございます。果樹農家におきましては、厳しい経営状況に置かれている状況でございまして。このことから、次年度の営農継続に向けて肥料及び農薬の購入に対する緊急支援を行い、町内果樹農家の営農継続の下支えを図るものでございます。

事業の内容でございますが、対象事業者につきましては、町内に住所を有し令和5年中に果樹の生産及び販売を目的として農業に営み、令和6年以降も営農を継続する者とさせていただきます。

支援内容につきましては、令和6年の果樹栽培に係る肥料及び農薬の購入費用の2分の1の額を補助するものでございます。補助額の上限は、1経営体当たり上限を50万円といたします。予定してございます事業費につきましては690万円。

今後のスケジュール予定でございますけれども、令和6年3月上旬に当該制度の周知をぴーちゃんねつと及び郵送で行いたいと考えてございます。3月の下旬に随時申請を受け付けまして、交付決定のほうをしていきたいというふうに考えてございますが、資材を購入後に補助金は交付決定ということで、令和6年度のほうへの事業、予算繰越しのほうも併せて今回補正をお願いしているものでございます。事業費690万円、財源の内訳につきましては一般財源で690万円としてございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 説明が終わりました。

それでは、3目の農業振興費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 今の新規事業の果樹被害対策支援事業の件について伺いますけれども、前回の一般質問でもそんな質問が結構出ていましたけれども、次年度も熊だったとか、いろんな獣害の発生が多分見込まれると思うのですけれども、その対策はいかが、何か手だてはあるのでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 雪解け後、やはり熊が春先早々から出没するのはいかなというところで、その体制につきましても猟友会、自治会会長とも相談の上、6年度の予算については今回予算のほうの計上をお願いしているところでございますけれ

ども、隊員の皆様の日々の苦勞に対しまして、対応に見合ったものというところで考えてございますし、あと出沒を、被害を抑えるというのはこれまでどおりの対応をもっともっとやっていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、それで熊の頭数のほうをやはりある程度削減していかなければならないだろうというふうにも思っているところでございます。こちらのほうの捕獲の上限につきましては、県から枠の配分が毎年されている状況でございますけれども、要望しながら、市町村が独自にできる特例の枠を十分にいただけるように、県のほうにも要望してまいりたいなというふうには考えてございます。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） もちろんそのとおりだと思います。特効薬がないような状態でやっていたらいけないというのは、非常に農家の方もつらいかと思えます。熊に関しては、指定鳥獣でしたっけか、出てきたら捕れるというような状況にはどうなのでしょう。今後というか、次年度でそういうふうな状況になるのかどうか、見通しは伺っていますでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 先般報道でもありましたけれども、北海道、東北の知事のほうで国に要望しているということでございますけれども、指定管理鳥獣の指定をお願いしていると。この指定管理鳥獣につきまして、現時点で県のほうから具体的な、このようになるだろうというようなことも全く示されていない状況でございますけれども、県のほうでいろんなマニュアルの作成、いろいろとちょっと時間はかかるだろうというふうには言われてございます。

いずれにしましても、ツキノワグマについては、県が行う管理計画の下でやるということですので、そういった県の計画の下での対応となるのではないかなというふうには推測してございます。

○委員長（畠山和英君） 1番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 資材購入後に補助金を交付ということですが、既に購入なさっている方も対象という理解でよろしいのですか。来年度作付分というか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） この事業は、あくまでも趣旨といたしましては、6年の栽培に係る農薬と肥料ということでございますので、そちらに使われる資材として今準備していたものというものであれば、補助の事業の対象というふうにさせていく考えではございますが、ただ在庫としてもう既にあった場合については、事業の対象外というふうな考えで考えてございます。

○委員長（畠山和英君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 関連ですが、資材とか農薬ですね、これ購入するのは春先の1回だけということではないと思うのです。だから、そういうふうなときには、その年度の資材の購入が済んでからでなければ申請できないということになりますが、この点についてはどうでしょう。

○委員長（畠山和英君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） あくまでも令和6年中の果樹栽培に係る計画等をお示しいただいて、春肥あるいは追肥という形での計画をしていただければ、1回ではなくて追肥のほうの形の事業についても対象というふうには考えてございます。

○委員長（畠山和英君） ほかよろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

4目畜産業費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

5目基幹集落センター等運営費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで5目を終わります。

6目畑作農業対策事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで6目を終わります。

林業費に入る前に、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況についての質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況についての質疑を終わります。

2 項林業費、1 目林業総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2 目林業振興費。

6 番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） ナラ枯れについては、拡大傾向、それとも現状維持、どちらでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 傾向といたしまして、当課で捉えている状況は、減少傾向というふうには捉えてございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 過日お伺いいたしましたヒートポンプについてですが、残念ながら、安家工場への設置は見送られたということですが、もしこれ設置しているのであれば、その事業費と節減効果はどの程度見込まれたのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ヒートポンプ事業に係る安家工場分の事業費及び節減の効果の試算でございますが、安家場分として事業費ですが、9,835万円ほどという事業費を想定されてございました。ヒートポンプエアコンを設置した場合の削減効果でございますが、674万5,000円というような形で試算してございます。

○委員長（畠山和英君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 残念ながら見送りということですが、このシイタケの品質がこれによって差があってはならぬわけですが、ヒートポンプを設置した工場と設置しなかった安家工場との品質の違いというのは想定されるのでしょうか、お伺いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ヒートポンプエアコン設置とした場合と設置しない場合の品質の違いのご質問でございますが、今回安家工場につきましては、比較的設備の年数も若いというところで、今回見送ったというところでございますが、現状安家工場のシイタケの品質につきましては、その他の工場のものよりも品質はよいという状況というふうに伺ってございますので、ヒートポンプエアコンに切り替えることによる効果はありますけれども、やはり皆さんの日々の管理の高さという点で、安家工場におきましては、十分な品質、変わらないものというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 12節の委託料で、森林所有者の意向調査委託料が皆減になっております。これは趣旨、目的が達成されたのか、そこら辺についてご答弁をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤総括。

○委員長（畠山和英君） 佐藤昭仁総括室長。

○農林水産課総括室長（佐藤昭仁君） お答えいたします。

意向調査につきましては、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査となります。これまで令和元年度から令和4年度まで実施してまいりました。それを踏まえまして、令和6年度以降からどのような森林について森林整備を進めていこうかということを検討することが必要となっております。そういったことで、意向調査をまず一度休止したいということで、今回は皆減の要望を上げさせていただいたところでございます。6年度以降の進捗状況を踏まえまして、今後の残っている岩泉地区ですとか安家地区、小川地区、そういったものについて順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、今まで行った意向調査の中での方向づけというか、現状では把握していなかった分が意向調査で分かったというようなこともあれば、今年度休止して6年度以降ということになると思うのですが、そこら辺お分かりの部分があったらお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤総括室長。

○委員長（畠山和英君） 佐藤昭仁総括室長。

○農林水産課総括室長（佐藤昭仁君） 先ほどご説明申し上げましたとおり、これまで大川、小本、それから有芸地域、そして岩泉の鼠入、猿沢、乙茂地域について意向調査を実施してまいりました。調査数としましては6,891筆、1万6,000余のヘクタールについて調査したところでございます。回答数はそのうち4,000筆余り、面積としましては1万ヘクタール余りについて森林所有者から回答があったところでございます。そのうち町に委託希望としましたのが900筆余り、面積では1,800ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 林業振興費でいいの。

○委員長（畠山和英君） はい、林業振興費です。

○委員（三田地久志君） 森林の多面的機能の対策補助金の関係なのですが、里山再生でいいのでしょうか。岩泉町は、取り組んでいた団体がかつては県内でもトップクラスの団体、面積があったのですが、5年度については団体がどの程度で、面積がどの程度だったのかなど。これやっている地区は、全域だとは思うのですけれども、獣害対策の関係にしても、間伐だったりなんだりを結構やっちらっしゃると思うので、効果が出ている地区があるのではないかなと思うので、あえて面積と団体数を、分かれば教えてください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤総括室長。

○委員長（畠山和英君） 佐藤昭仁総括室長。

○農林水産課総括室長（佐藤昭仁君） お答えいたします。

森林・山村多面的機能発揮対策に取り組まれている団体につきましては、令和5年度12団体、面積としましては約90ヘクタールの里山保全等について取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

4目町有林造成事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

7目林道新設改良事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで7目を終わります。

3項水産業費、1目水産総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2目水産振興費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目漁港建設事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

ここで席替えをしますか。

6款1項商工費、1目商工総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） ないようですので、質疑なしと認めます。それでは1目を終わります。

2目商工鉱業振興費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2目を終わります。

3目地場産業振興費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

4目観光施設費、質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

ちょっとしばらくお待ちください。席替えをお願いします。しばらくお待ちください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） これは、町道ではないのですけれども、県道のことなのですが、普代小屋瀬線の大坂本集会施設から葛巻の峠までですが、これ何でか2年前から通行止めになっているのです。通行止めで、まだ工事が終わっていないのです。あそこは、冬は通行止めですけれども、夏場になると放牧地に行くのに利用したいのですが、土木にしゃべってもなかなか国有林の関係で進まないとか、ぜひこれ土木に働きかけてもらいたいのですが、あれいい道路で、本当にいつも何とか工事ないときは除雪まで通ったのですが、今崖崩れの、崖というか土砂が崩れて工事中で、あれ早く終わって通してもらいたいのですが、そういうふうに働きかけていただきたいと思うのですが、その辺についてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 分かりますか。

日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 岩泉土木センターさんからの情報ですと、28年の災害でも被災したと思いますし、あと令和元年とかでも被災してしまったということで、ちょっと災害が立て続けてしまったということで、なかなか工事のほうが進捗図られなかったという情報だったようです。私のほうで情報いただいているのは、その災害復旧の工事も一応今年度末、3月までには完了したいということで進めているというふうな状況で伺っておりますので、その工事が完了すれば開放するような形になろうかなというふうに思っております。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 工事に行く、それは工事として、工事に行く前に地区の水道施設があるのです、行く途中に。そこをどうしても道路を通って行かなければならない。その入り口からの鍵かけてブロックされていたのです、去年。何とかしゃべって鍵を借りて通ったような感じですが、時々水道も何かの都合で見に行かなければならないと思うのです、坂本地区では。それもブロックされたりして、本当に困っている地区だったの

ですが、それも強くしゃべっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（畠山和英君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2項道路橋梁費、2目道路維持費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目道路新設改良費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この工事請負費の中で、2件ほど皆減になっています。工事ができなかった理由をちょっとお願いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括。

○委員長（畠山和英君） 中村芳総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） お答えします。

1つ目の鼠入川線の側溝敷設替え工事でございますが、こちらは今年度、土地購入を三本松の営林署前の側溝部分を拡張しようと思って、土地の交渉から進めておりましたが、営林署さんの国のほうから財務省さんに用途替えして所有権が動いて、それが10月になりまして、岩泉町に所有権移転になるのが来月3月になるということになりまして、工事のほうをもう今年度終わらせたいと思って計上しておったのですが、ちょっと工事のほうを令和6年度になるということで、今回皆減のほうをさせていただきますが、来年度計上させていただいて工事のほうを実施したいと考えております。

もう一つの大広線でございますが、こちらについては、交付金事業で実施しようと思って考えておりました、当初要望をした額に6割ほどの決定額となっております、そのため工事のほうを繰延べしておったのですけれども、国の補正予算、あとは他市町村の流用等も県に要望しておったのですが、今年度ちょっと交付決定のほうを受けられなかったことから、今回皆減とさせていただきます、こちらにも計画的に実施していければと思っています。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そういう要請については、事情がよく分かりました。

大広線は、見込み的には6年度で繰延べになって施工し、完了できるのかというのはどうですか。

○委員長（畠山和英君） 日吉課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 大広の舗装工事につきましては、当初はそのとおり5年度でということ予算計上させていただきました。しかしながら、なかなか交付金事業の配分が、これ全国的なものですけれども、かなり厳しいということで、先ほどの答弁のとおり6割ぐらいの配分しかなかったということで、今回はもう県内の流用というものもなく皆減させていただきました。それで、そのとおり交付金事業として全体の計画の中にパッケージ分として入れておきまして、来年度というふうなことで、いろいろ中では検討したのですが、舗装のほうの傷み具合がより今悪いような路線が出てまいりましたので、やはりちょっとその辺の優先順位をつけながらという考え方で、6ではなくて7以降というふうなことで現在は考えている状況でございます。

○委員長（畠山和英君） 2番、佐藤安美委員。

○委員（佐藤安美君） 早坂線について伺いますが、この早坂線は下の栗宿線の舗装分につなげる計画でしょうか、お伺いたします。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括。

○委員長（畠山和英君） 中村芳総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） お答えします。

そのとおり、下の栗宿側の現在舗装が進んで終わっているところまで、今回の舗装工事を計画的に実施していきたいと考えております。

○委員長（畠山和英君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） それで、何年計画でつなげる予定ですか。お伺いたします。

○委員長（畠山和英君） 中村芳総括。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） お答えします。

こちらにつきましても交付金事業で実施しておりますので、私どもの計画では4.6キロ

砂利道の区間がございますので、4年から5年で完了したいと考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） ほか質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

それでは進みます。4目橋梁維持費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

4項都市計画費、2目公共下水道費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

5項住宅費、1目住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

ここで席替えをお願いします。

8款1項消防費、1目常備消防費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2目非常備消防費、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3目消防施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

5目災害対策費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで5目を終わります。これで消防防

災課は終わります。

では、席替えをお願いします。

教育委員会、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2目事務局費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

3目教員住宅管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認め、3目を終わります。

4目へき地教育支援センター運営費、質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

2項小学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2目教育振興費。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 教育振興費で需用費の消耗品が870万円なりの補正が上がっておりますが、今回大幅な補正についての理由をお願いします。

○教育次長（三上訓一君） 根木地教育指導室長。

○委員長（畠山和英君） 根木地智和教育指導室長。

○教育指導室長（根木地智和君） それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、来年度から使用する小学校の教師用の教科書、指導書に関わるもので補正予算を計上させていただいております。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これは、毎年今の時期にそういうふうに教科書がこうだというこ

となので、八百何十万円相当の経費がかかってくるというものなのかどうか、お願いします。

○教育次長（三上訓一君） 根木地教育指導室長。

○委員長（畠山和英君） 根木地室長。

○教育指導室長（根木地智和君） お答えいたします。

小学校、中学校ともになのですけれども、教科書、4年に1度の採択によって、それぞれ更新というか、学習指導要領に沿って採択となっておりますので、4年に1回お願いするものとなります。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

3項中学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

それでは、次に行きます。2目教育振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3目芸術文化費。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 郷土芸能の報償費ということで半分以上減額になっています。コロナのせいで練習、思うようにできなかったことも原因しているかと思うのですが、このままですと、何となくちょっとじり貧になりそうな心配もしておりますが、今後の見直しについてお願いします。

○教育次長（三上訓一君） 田鎖社会教育室長。

○委員長（畠山和英君） 田鎖康之社会教育室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） お答えいたします。

郷土芸能祭につきましては、コロナの関係もありまして、一旦休止した団体がまた再開というのがなかなか厳しい状況にございますが、委員おっしゃるとおり、このままだと郷土芸能の伝承というのが大変厳しい状況になっておりますので、様々な視点からどういった形でやれば郷土芸能の活動が活発化していくか、また再開していくか、こちらのほうについては団体に聞きながら、進めてまいりたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） 3目、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。3目を終わります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

2目体育施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2目を終わります。

3目学校給食費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

次に、10款災害復旧費、1項1目その他公共施設災害復旧費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 7,000万円中5,800万円の減額ですが、これをもって伝送路の台風10号分の災害復旧は完了するのかどうかというのはいかがですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 石黒室長。

○委員長（畠山和英君） 石黒室長。

○行政情報室長（石黒保幸君） ここ、本予算につきましては、乙茂付近から小本方面に向かつての国道455号と、それから小本川河川の工事に伴います支障移転の工事になります。でございますので、原因が岩泉町ではなく工事によるものでございます。今年度は、

ある程度予定はしておりましたが、実績で移転要請がこの金額にとどまったということで、来年度以降も工事が続きますので、移転補償を受けて移転の工事は継続となります。

○委員長（畠山和英君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

進みます。11款1項公債費、1目元金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

これで歳出を終わります。

これから歳入に入ります。12ページをお開きください。1款町税、1項町民税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1項を終わります。

2項固定資産税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2項を終わります。

3項軽自動車税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。3項を終わります。

4項市町村たばこ税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。4項を終わります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1項を終わります。
2項自動車重量譲与税、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2項を終わります。
3項森林環境譲与税、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。3項を終わります。
6款1項法人事業税交付金、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。
7款1項地方消費税交付金、質疑はありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。
10款1項地方交付税、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1項を終わります。
12款分担金及び負担金、2項分担金、質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。
13款使用料及び手数料、1項使用料、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。
14款国庫支出金、1項国庫負担金、質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。
2項国庫補助金、質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2項を終わります。

次に、3項国庫委託金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3項を終わります。

15款県支出金、1項県負担金は質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1項を終わります。

2項県補助金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

3項県委託金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。3項を終わります。

16款財産収入、1項財産運用収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

2項財産売払収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。2項を終わります。

次に進みます。17款1項寄附金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項寄附金を終わります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。1項を終わります。

2項基金繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

19款1項繰越金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで3項を終わります。

4項雑入、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで4項を終わります。

21款1項町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで1項町債を終わります。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。8ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。第2表、繰越明許費補正を終わります。

10ページ、次に、第3表、地方債補正に入ります。9ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで第3表、地方債補正を終わります。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎散会の宣告

○委員長（畠山和英君） 本日はこれにて散会します。

なお、明日2月27日は、午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

（午後 3時02分）

令和6年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第2号）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 2 月 2 7 日 午 前 1 0 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 2 月 2 7 日 午 後 0 時 1 2 分				
出席及び欠席委員 出席 9人 欠席 3人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	×	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	×
	4	畠 山 和 英	×	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	畠山和英	副委員長	三田地和彦
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	主査	石垣直美
	主査	古舘利佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	巖岩千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木章	農林水産課 総括室長	山崎正道
	地域整備課長	日吉理	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	山内基嗣	危機管理課長	應家義政
	教育次長	三上訓一		
	その他の関係職員			
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和6年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第2号)

令和6年2月27日(火曜日)午前10時30分開議

1. 開 議

2. 付議事件

- (1) 議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第20号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第4号)
- (5) 議案第21号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第22号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算(第3号)

3. 閉 会

◎開議の宣告

○副委員長（三田地和彦君） 条例補正予算審査特別委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は9人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、2番、佐藤安美委員、4番、畠山和英委員、11番、合砂丈司委員から遅刻する旨の届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時30分）

◎危機管理課長の発言

○副委員長（三田地和彦君） 審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで、審査に入る前に應家危機管理課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

どうぞ。

○危機管理課長（應家義政君） おはようございます。それでは、現在の雪の状況につきまして、情報提供をさせていただきます。災害警戒本部を昨日12時12分に設置いたしました。すみません。前後しますが、資料のほうを提供させていただいておりますので、御覧をいただきたいと存じます。かいつまんでご報告を申し上げます。

気象等に関する情報としましては、昨日12時12分に暴風警報が発表されまして、暴風警報につきましては16時27分に解除をしておりますが、同時刻、暴風雪、波浪警報が発表されまして、翌日3時42分に大雪警報が発表されたところでございます。雪につきましては、県の観測地点、5地点でございますけれども、これの9時現在でございます。一番多いのが元村で102ミリメートル、ほかにつきましては記載のとおりでございます。風については、最大瞬間風速が岩泉アメダスで17メートル、小本アメダスで14.8メートルとなっております。この雪は、お昼頃をピークとしまして、その後弱まり、夕方頃まで続くという状況でございます。

〔「積雪深は」と言う人あり〕

○危機管理課長（應家義政君） 失礼しました。積雪深は102センチでございます。夕方ま

で降り続きまして、山沿いで、多いところで15センチぐらいプラスになるというような状況でございます。

被害の状況としまして、次のページ、2ページをお願いいたします。普代小屋瀬線で、雪崩のため松ヶ沢地内で前後を阻まれまして、走行不能の車が1台ございます。75歳の女性が乗車してございまして、ここに「けが」と書いてありますけれども、けがはなしということで、現在消防等が向かっておりますが、積雪のため、まだ到達ができないというような状況でございます。この女性に関しましては、携帯がつながってございまして、随時連絡を取りながら対応をしている状況でございます。

次に、(5)にあります、ライフラインでございます。ライフラインは、小本地区、中野でございますけれども、ここで80戸ぐらいが停電をいたしました、9時53分現在通電をしております。道路の状況でございます。三陸沿岸道路は、大槌から岩泉龍泉洞、それから田野畑北から八戸までが通行止めということで、今計画的に除雪作業に当たっているという状況でございます。国道45号についても計画通行止めをして、計画除雪を実施しているという状況でございます。国道340号でございますけれども、宮古側、押角トンネルの旧道付近から岩泉町側のほうが通行止めということで、宮古方面には通り抜けができないという状況でございます。土木からの情報がちょっと遅れておりまして、具体的な部分につきましてはちょっとつかめていないという状況でございます。

それから、県道久慈岩泉線でございますけれども、グリーンロード入り口から龍泉洞の向こう側ですね、それから石峠トンネルまで現在通行止めで、除雪作業をしているという状況でございます。林道寄部沢線でございます。2ページから3ページのところでございますけれども、現在通行止めとなっております。

学校関係、(6)の教育の学校関係でございますが、全校、高校も含めて休校中でございます。なお、こども園3園も休園というような状況となっております。

福祉関係です。情報なしとありますが、現在デイサービスは本日休みというような状況でございます。

医療につきましては、歯科診療所、それから釜津田診療所が本日診療ということでございますが、これも休診という状況でございます。

〔「こども園はやっている、3園」と言う人あり〕

○危機管理課長（應家義政君） 失礼しました。こども園については登園して実施しているという状況でございます。

以上、かいつまんで説明をさせていただきました。以上でございます。

◎議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○副委員長（三田地和彦君） これより審査に入ります。

議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第17号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、事業勘定及び診療施設勘定ともに各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出から主なものをご説明申し上げます。11ページを御覧願います。11ページでございます。6款1項1目財政調整基金積立金で24節積立金1,702万1,000円を追加しております。これは、医療給付費が予算の範囲内で推移しており、安定的な会計運営が可能となったことから、今年度において余剰額が生じる見込みでありますことから、財政の均衡を保つため、財政調整基金へ積立てを行うものであります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。7ページにお戻り願います。7ページ、6款1項1目繰越金2,323万6,000円を増額計上するものであります。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定をご説明させていただきます。歳出でございます。20ページを御覧願います。20ページ、1款1項1目一般管理費で総額197万円を減額してございます。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、19ページにお戻り願います。1款1項1目国保診療報酬収入から5目一部負担金収入まで、診療収入の見込みにより総額で

582万2,000円を減額してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、2項徴税費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、3項運営協議会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。

次に、4項出産育児諸費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1つ確認をさせていただきます。先般の説明で、今年出産予定の方が26人というふうなことでございました。以前の情報ですと20人を切るのではないかとこのようにして、とても心配しておりましたが、25人、26人という数字が出ましたの

で、このことについて、その確認をさせていただきたいと思います。見込みかもしれませんが、3月末現在で今年度の出産予定人数を再度、すみません、確認をさせていただきます。

○副委員長（三田地和彦君） 三浦政宏健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

昨日のご質問に対しまして、見込みではありますけれども、26人前後という答弁をさせていただいたところでございます。具体的に申しますと、3月、4月の妊娠届件数が七、八件というところで把握してございまして、仮に4月分まで含めると二十五、六人前後というところになりまして、その部分は希望的数字ということでお答えをさせていただいたところございまして、まだどうなるかというのは分からない状況ですので、3月、4月の妊娠届件数が多かったというところで、最上位的な数値で答弁させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○副委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで4項を終わります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

次に、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

次に、2項保健事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

次に、6款1項基金積立金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

次に、8款諸支出金、2項繰出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。3款県支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで3款を終わります。

次に、5款繰入金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで5款を終わります。

次に、6款繰越金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで6款を終わります。

これで事業勘定の歳入を終わります。

次に、診療施設勘定の歳出の質疑を行います。20ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで診療施設勘定の歳出を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入の質疑を行います。19ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで診療施設勘定の歳入を終わります。

これで議案第17号の質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第2号）

○副委員長（三田地和彦君） 次に、議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第18号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額に伴い、所要の整理を行ったものであります。

歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして297万円を減額しております。

続きまして、歳入でございます。6ページにお戻り願います。1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料で総額311万4,000円を減額計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定いたしました。

次に、歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1点お願いします。広域連合への納付金、この減額理由が医療費関係でのマイナスなのか、それとも後期高齢者の人数的な問題なのか、その原因だけ1つお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地国民年金室長。

○副委員長（三田地和彦君） 菊地天絵国保年金室長、答弁。

○国保年金室長（菊地天絵君） お答えいたします。

今回の納付金の減につきましては、歳入の特別徴収保険料の減に伴う広域連合への納付金の減額ということになります。

○副委員長（三田地和彦君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 1目の12節ですが、この医療システムの改修委託料が皆減ですが、これの理由についてお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地室長。

○副委員長（三田地和彦君） 菊地天絵国保年金室長、答弁。

○国保年金室長（菊地天絵君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今年度、予算で計上させていただいていたのですが、今年度中にシステム改修のほうに難しいということで、新年度のほうでやるということで広域連合のほうから連絡が来ましたので、令和6年度のほうにシステム改修のほうを計上させていただいているところです。

○副委員長（三田地和彦君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） このシステムというのは、私は分からないのですが、何年か後にいわゆる改めるのか、それともまた故障したときにやるのか、担当課の改修の方針の心づもりといいますか、どういうことでこういう改修が考えられるのかお伺いします。

○副委員長（三田地和彦君） 山岸町民課長、答弁。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

後期高齢者医療システムにつきましては、町のほうで5年ごとに更新しているのが実態でございますが、システムの考え方として、町と広域連合を結ぶシステムとなっております。

ります。今回の改修については、国全体で進めている政府クラウドと呼ばれるシステム改修の一部になるわけですが、広域連合側での改修というのが国のほうの方針の関係で1年先延ばしになったということで、その影響を受けて我々のほうも1年先延ばしになったというような状況でございますけれども、町のシステムの考え方とすれば、大きくは5年ごとで更新してはいきますけれども、広域連合のシステムとの関連性といえますか、そういったものを保ちながら対応しているところですので、ご理解をお願いします。

○副委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） なければ、質疑なしと認め、これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑ありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの納付金の減は、こちらの現年度分の保険料の分ということになりました。そうすると、これはどういうことでのつながりというか、保険料減分は対象者、高齢者の人数が減ってきているのか、それから医療費の関係で減額になっていることによって保険料が安くなっているのかというのはどうですか。

○町民課長（山岸知成君） 菊地室長。

○副委員長（三田地和彦君） 菊地天絵国保年金室長、答弁。

○国保年金室長（菊地天絵君） お答えいたします。

特別徴収保険料になるのですけれども、こちらにつきましては、例えば途中で資格喪失、つまりお亡くなりになったりとか、途中で転出されたことによる減額になりますので、保険料が安くなったりというのではなくて、何か資格喪失になる理由がありまして減額になった分を今回補正で減にしております。

○副委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） なければ、質疑なしと認め、これで歳入を終わります。

これで議案第18号の質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○副委員長（三田地和彦君） 議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第19号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、事業勘定、サービス事業勘定ともに事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明させていただきます。予算書の11ページを御覧願います。11ページ、4款1項1目介護給付費準備基金積立金で2,739万9,000円を追加し、通計で2,740万円の積立てを行う予算をお願いしてございます。今年度も介護保険特別会計におきまして剰余額が生じる見込みでありますことから、基金条例に基づき、事業計画期間における財政の均衡を保つため積立てを行うものであります。

続きまして、歳入でございます。8ページにお戻り願います。8ページ、7款1項1目繰越金で3,799万6,000円を増額計上するものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定を説明させていただきます。19ページを御覧願います。

19ページ、1款1項1目一般管理費で総額15万3,000円を減額しております。

次に、歳入でございますが、前のページ、18ページにお戻り願います。18ページ、2款1項1目一般会計繰入金では48万1,000円を減額し、3款1項1目繰越金では32万8,000円増額計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次にサービス事業勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次にサービス事業勘定を歳出一括、歳入一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。9ページをお開きください。1款総務費、3項介護認定審査会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで3項を終わります。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

3項包括的支援事業・特別事業費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 7節に認知症初期とあります。この認知症初期と思われる人数の把握があるのか、そしてそれを何人の支援チームで支援しているのかというのをご説明をお願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 畠山室長。

○副委員長（三田地和彦君） 畠山千穂子地域包括支援センター室長、答弁。

○地域包括支援センター室長（畠山千穂子君） お答えします。

認知症の初期の方の人数ということでございますが、これは要介護認定の申請を出された方の中でという数であれば把握しておりますので、それについてお答えいたします。要介護認定を受けた方の中で、認知症高齢者の日常生活自立度ということで、1という判定区分がありますが、そこについては、令和5年3月末現在の数字になりますけれども、231人ということで把握しております。これは、認定を受けた方の数が814人の中で231人という数になっております。認知症初期集中支援チームについては、宮古の精神科病院の医師1名と当町のチーム員2名、合計3名で支援しているというものでございます。以上です。

○副委員長（三田地和彦君） 8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ということは、町内に231人の方々が認知症というふうな認定を受けながら生活をされているということになった場合、当然これは個人情報ですから、あの人は認知症だということは教えてもらうわけではないと思っておりますが、見守りもお医者さんの3人だけでは相当難しく、どういうふうな認知症状でどういうふうな、例えば徘徊をするというふうな危険性がある人がこの認知症の814人中の231人というのかどうかはいかがなものですか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 畠山室長。

○副委員長（三田地和彦君） 畠山地域包括支援センター室長、答弁。

○地域包括支援センター室長（畠山千穂子君） お答えいたします。

先ほど申し上げた231名は、認知症の自立度でいくと、本当にどちらかというと介護の手間がかからない年齢相応の認知度という方になります。恐らく私たちのチームのほうで支援するのは、ここの人よりも認知症の度合いがちょっと進んできている方たちになりますし、全ての人に私たちのチーム員が支援しているというわけではございません。認知症の方で医療もしくは介護のサービスに全くつながっていない方、あとはつながっていたとしても、症状が重くて家族が介護等で困惑している方々に対して、チーム員として支援しているという活動になっております。

以上です。

○副委員長（三田地和彦君） 8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 800人中の200人で、さらに認知症の度合いが上がってくると、もう本当に大変な認知になりますから、この200人のうちに程度を上げないような支援というか、指導というかをぜひお願いしておきたいと思います。

もう一点は、認知症対応の共同住宅というのがあるのですが、これはそういうふうな特定住宅というのが町にあるのかどうか、お願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 佐々木長寿支援室長。

○副委員長（三田地和彦君） 佐々木美穂子長寿支援室長、答弁。

○長寿支援室長（佐々木美穂子君） お答えいたします。

2目特定事業費の中の認知症対応型共同生活介護家賃等軽減助成事業補助金の部分についておっしゃっているかと思うのですが、こちらは町内に3か所ございますグループホーム、認知症対応型のグループホームに入居されている方たちの分の食費とか居住費と呼ばれる家賃のようなもの、その部分については保険の適用がない制度となっております、その部分が非常に高額な負担になるということで、グループホームに入りたいのに入れない方が出てきてしまうということで、町で所得の収入の状況に応じてまして補助を行っております。そちらの補助金がこの事業でございます。特別そういった住宅を整備しているということではないということです。

○副委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで3項を終わります。

次に、4款1項基金積立金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

2項繰出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。1款保険料、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1款を終わります。

2款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで2款を終わります。

3款支払基金交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで3款を終わります。

4款県支出金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで4款を終わります。

6款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで6款を終わります。

7款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで7款を終わります。

これで事業勘定の歳入を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳出の質疑を行います。19ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これでサービス事業勘定の歳出を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳入の質疑を行います。18ページでございます。質疑はあ

りませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これでサービス事業勘定の歳入を終わります。

これで議案第19号の質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第20号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）

○副委員長（三田地和彦君） 議案第20号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、説明。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第20号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行っております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項2目龍泉洞管理費で総額409万6,000円の減額計上をしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。5款1項1目一般会計繰入金で409万6,000円の減額計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 12節の委託料についてお伺いします。園の清掃委託が減額になっているのですが、これはどのような工夫をされてこのように減額になったのか、理由をお聞かせ願います。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 菊地龍泉洞事務所長。

○副委員長（三田地和彦君） 菊地隆二龍泉洞事務所長、答弁。

○龍泉洞事務所長（菊地隆二君） お答えします。

当初の設計では、冬期のポンテの営業分が入っていたのですが、実際のところ今年、委託先の岩泉総合観光さんのほうで冬季の営業は行わないということになりましたので、その減額補正となっております。

○副委員長（三田地和彦君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 清掃に絡めたと思ったのですが、営業のほうも入っていたわけだ。そこで、前回の全協のときでしたか、ポンテが閉めるということまでお話聞いたのですが、次年度に向けて現段階ではどのように考えているのか、お伺いします。

○副委員長（三田地和彦君） 佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

まず、この委託料ですけれども、主なものは龍泉洞の園地内の清掃、それから洞内の

改札、入り口のところで切符を受け取ったりという部分が主なものでございまして、先ほど答弁した冬期の誘客対策ということで、冬期間の部分をこの「等」のところ、清掃等の部分には冬期間の誘客のために人件費を一部町のほうで補填といいますか、委託をして、冬期間も観光客の皆さんを迎える体制を取ろうということで、この委託料の中に含まれていたものです。

ご質問のポンテにつきましては、1年間を通しては赤字だということで、これが数年続いていたということで閉店となりました。次なる展開につきましては、町内の方で営業をしたいという方がいらっしゃいます。具体的には、地域おこし協力隊の方になりますが、ポンテの後、そこに入って、雑穀を使ったランチ、それからスイーツ、雑穀アイスなど、そういったものを販売展開したいというご希望がありまして、いろいろ意見交換を重ねて、町のほうとしてはやはり閉めるわけにはいきませんので、その方にお貸しをしたいということで今進めている状況になります。営業開始は、4月下旬からということをお予定しております。

以上です。

○副委員長（三田地和彦君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この店の、ポンテの在り方について町内でも、私の耳にも入ってきたのは、今課長が言ったように、もう既にその1人といいますか、一部といいますか、協力隊を中心にもう物事が進んでいるような話があるわけ。

それで、協力隊以外にも、町民の方にも、あそこを使って営業したいという方もいるのですよ、実際。そこで、あんまり1人に偏らないで、公の施設ですから、やはり期間を置いて、ある程度幅広く希望者を募るといふか、そういう方向に行かなければ、課長、要らない疑いを受けますよ。これは大事なことです。公の場所で1人の方、一方的に進めるというのは、まさに勇み足です。今からでもいいが、希望者があつたらば何らかの格好で、やっぱりこれは町として取るべき窓口を広く持つべきです。そうでなければ、何か偏った、偏見の見られ方をしますので、ここのところは慎重にひとつ、今からでもいいが、何とか対応していただきたい。中にはいるようです、あそこ。それがもう全然話にならない。一方的に役場のほうである方に進めるというような話も私の耳に入ってきたので、やはりそれではうまくないなと思って、ひとつ中で検討して、何とか公募の

ような格好で進めてもらえれば通りがいいかなと思って。

私どもも公共施設を建てる場合に、例えば地元の公民館等を建設する場合でも、最低でも二、三の業者から見積りを取って、そして仕事をやってもらっているのです。公の施設ですから、やはり疑念を持たれないように私は進むべきだと思うので、これは慎重に検討してもらいたいと思います。

それから、龍泉洞の観光はコロナによっていわゆる客足が遠のく、これはどこでもそうなので、問題は、観光事業はお客さんが来てくれれば、それなりに動きが出れば、消費者も出たり、それから様々な人の動きも出たり、経済もよくなると。そして、入洞者も当然増えるかと思うのですが、残念ながら、なかなか入洞者数があらゆる手を尽くしてもなかなか伸びていないような現状に見られるので、そこで次年度は何か新しい誘客対策を考えておるのか。これについてご見解を、方向性を伺いたいと思います。

○副委員長（三田地和彦君） 佐々木経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ポンテ後の件につきましては、委員ご指摘の件も含めまして検討させていただきたいと思っております。

次年度に向けての龍泉洞の展開、さらなる展開ということですが、たればの話になりますけれども、8月の大雨がなければ2万人の増ということで、目標の17万人の入洞になっていたという状況ですが、今年度は昨年より5%増で進んでおりまして、年度末で15万人を超えるだろうという、そういう状況で、去年は14万5,000人、今年度は15万人を超えるであろうという、そういう状況でございます。

次なる展開につきましては、やはり今までやってきた誘客対策を継続するわけですが、今年度は、今年度のはたつ年であるということで、たつ年に、竜にちなんだ取組も1月から行っております。引き続きアイデアを出し合いながら、たつ年にちなんだ展開をしてまいりたいと思っておりますし、園地内で営業をしていただいている民間の方たちの展開もまた新たなものが見えますので、そういった方たちと力を合わせて、新年度も龍泉洞の誘客対策に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副委員長（三田地和彦君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） ありがとうございます。自然災害は、これはどうにもならな

いわけですが、既に耳に入っているか分からないのですが、町内のただ1軒あるレコード屋に通ったところ、まさに人の助け、今課長が言ったように、たつ年に全くふさわしい「龍泉洞」という新曲が出たのだよね。歌手の水森かおりさんという方が歌っているのですが、私もたまたま仕事のときラジオをかけているのですが、歌手から言わせれば、今年1年はこの「龍泉洞」と「三陸挽歌」をもって岩手の絆を深めたいという強い信念を話されています。

そこで、せっかくの機会ですよ。向こうから、この「龍泉洞」という曲が日本中に流れるわけですよ。これを私は何とか利用といいますか、利活用といいますか、レコード屋から聞けば、本人もぜひ龍泉洞に来てみたいと。いつか来たようですが、そういう意味でつながりを持って、この方を中心に大きなイベントを持って、そして龍泉洞をPRして、多くのいわゆる入洞者が増えるようなイベントをつくるべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 小成総括室長。

○副委員長（三田地和彦君） 小成総括室長、答弁。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

先ほどの歌手の水森かおりさんの「龍泉洞」という歌とか「三陸挽歌」の関係ですけども、私らでも過去に龍泉洞に来たことがあったりとかというあたりは把握しておりまして、徳間ジャパンのマネジャーの方とちょっとやり取りしておりまして、うまくイベントにつなげられればいいなというような動きはしております。

○副委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 私も12番委員と同じように、せっかくのチャンスをぜひつかんでいただきたいと。そして、歌手もさることながら、作曲家が弦哲也と、これもまた全国バージョンなわけです。ですので、それで課長はたつ年にちなんでこれからと言うのですが、もうたつ年は5年も7年も前から決まっている年なので、そうすると1本か2本ではなく、5本でも10本でも売り出す竜を生かしていただきたい。議員と語る会でも、どうするのだというようなことを言われたのも含めてですし、それからこの水森かおりさんの前に龍泉洞なり観光課長が音頭を取って全国歌謡選手権なるものもやって、そし

て盛會にイベントを打った記憶もあります。ですので、12番委員が言うように、この機
會を使えるものがあつたらば、できるだけアイデアを皆さんからいただきながら、前
に向けていただければと思いますので、これは要望しておきますので、よろしくお願
いし
ます。

○副委員長（三田地和彦君） 要望ですね。

1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） 旧ポンテの場所は、町外の事業者も利用は可能なのですか。

○副委員長（三田地和彦君） 佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 町外の方も利用できるというふうに認識して
おり
ます。

○副委員長（三田地和彦君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） もし公募プロポーザルで事業者を選定するのであれば、広く募
つたほうがいだろうということと、気持ちのある方を採用するのか、能力のある人に頼
むのか、そういった判断基準はあろうかというふうに思います。例えば道の駅において
も自前でやっていらっしゃるところもありますし、大手チェーン店を入れて24時間営業
しているところもあつたりするようです。そういった可能性を踏まえてご検討いただき
たいという意見が1点と。

あともう一点意見ですが、誘客に対して様々ご意見が出されました。一般論として申
し上げます。マーケティングの話です。まず、若い女性が動くとき若い男性が動きます。
若い男女が動くとき、ご高齢の方たちもそこについて動き始めるという流れになっていま
す。年齢層が高いターゲットを当初徹底してしまうと、そこで回していくというのはな
かなか困難だというのが一般的な販売戦略です。

なので、その客筋をどう設定するのかということはいろんなご意見があつて、生かせ
るチャンスは生かしたほうが良いと思うのですが、やっぱり若年層をどうやって
連れてくるのかということの視点を抜いてしまうと、発展性がなくなってしまうので、
誘客対策、イベントを構築する際にはご留意いただきたいという意見を申し上げて終わ
ります。

以上です。

○副委員長（三田地和彦君） 答弁必要ですか。

○委員（千葉泰彦君） 要望です。

○副委員長（三田地和彦君） それでは、傍聴の申出がありますので、これを許します。
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで歳入を終わります。

これで議案第20号の質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

換気のため、11時40分まで休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時40分）

○副委員長（三田地和彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は9人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第21号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○副委員長（三田地和彦君） 議案第21号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第21号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ったほか、令和6年4月1日より公営企業会計に移行するための調整を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。11ページを御覧願います。11ページ、1款2項1目管渠施設費では、総額で1億8,719万9,000円の減額をしております。これは、県が進めている清水川河川改修工事の工程変更に伴い、管渠施設の移設工事などの見送りによるものでございます。

次に、下段になりますが、3款1項1目予備費では1億4,800万円の増額を行っております。これは、令和6年4月1日より公営企業会計に移行することから、引継ぎ金として調整を図るものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、7ページにお戻り願います。7ページ下段になります。4款1項1目一般会計繰入金では、公営企業運営資金安定化分として1億4,800万円を増額計上しております。

次のページ、8ページをお願いいたします。6款2項1目雑入では、公共下水道管渠施設移設補償費を9,222万9,000円減額しております。これは、県の河川改修工事による移設補償費でございますが、管渠施設移設工事の見送りによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、地方債補正をご説明いたします。4ページにお戻り願います。4ページ、第2表、地方債補正でございます。3つの起債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を2,270万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。10ページをお開きください。1款公共下水道事業費、1項総務管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

2項事業費、質疑はありませんか。

13番、八重樫委員、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ここの工事請負費等で伺いますが、清水川関連、この工事はいつ完了するのか、泉橋等を含め、情報が入っていればお伺いします。

○副委員長（三田地和彦君） 佐藤哲也上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 下水道の関係、そして水道の関係も、県の工事に合わせて進める形を取っております。このことから、今回補正として減額と。全体的な県の完成予定としましては、令和6年度の完成が表ざたといえますか、公表されておりますので、現在私どもで得ている情報としてはそこまでのかなというふうに捉えております。

○副委員長（三田地和彦君） 13番、八重樫委員、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 担当課はこれによって変わりますが、今うれいら通りに水が来なくなって、今日のような大雪のときには水をポンプアップしてもらっていると。これがタイミングよく水が流れてくれればいいのですが、どうしても休日等が挟まって雪が降ると水が流れなくなると。この対応については、工事請負の方にお任せするしかないのか、そこをお伺いします。

○副委員長（三田地和彦君） 日吉地域整備課長、答弁。

○地域整備課長（日吉 理君） 大通り、うれいら通りとか向町に流雪溝的な役割として水を取っているというようなものがございましたけれども、前回私のほうでもご報告を

差し上げたのですが、まず基本的にはこういう降雪の前に業者のほうでポンプで揚水、水を揚げるというふうなものと、あとは土曜日、日曜日、休日はどうしても現場にいないので、そういったもので雪が予想されるときにはもうかけっ放しにしますという話がありましたので、これはいま一度徹底していただくように、土木センター含めて業者さんのほうに伝えておきたいなと思います。

○副委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

次に、3款1項予備費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この予備費が公営企業に移るための一般財源の1億4,800万円ですが、これに係る財源の手当てというのは何かがあるのか、ずっとこの一般財源そのままなのかどうかをお伺いします。

○副委員長（三田地和彦君） 佐藤上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） こちらの予備費のほうに今回計上をお願いします1億4,800万円、これにつきましてはこの特別会計を3月31日で打ち切りまして、そして企業会計に移行した際の運用資金として活用させていただくと、そういう活用の流れ、そして制度を確認しましたが、これにつきましては特財等が予定されません。町としての一般財源のままという形になりますので、ご理解をお願いいたします。

○副委員長（三田地和彦君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） やむなく全額一般財源ということになります。総額で3億6,000万円の予算額になるわけですが、この1億4,800万円をもって何年間ぐらいの運営資金ということになるのかどうかという見通しはございますか。

○副委員長（三田地和彦君） 佐藤上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 今回の移行に際しましての1億4,800万円、これは移行した後の企業のほうでの運営資金として活用される部分になります。こちらにつきましては、将来5か年、10か年の中長期的なところでの施設の改修等を見据えて、公認会計士

さんとも相談をしながら、すぐに枯渇しないようにということで、ある程度の余裕を見た形でのお願いでございます。そのほかに、企業会計になりましても従前どおり一般会計からの基準内による繰入れ、そして実質の赤字補填とされる部分の繰入れというものは今の段階では継続していく予定でございますので、そういったところでは1億4,800万円が不足していくことは当面ないという見込みでございました。

○副委員長（三田地和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。7ページをお開きください。1款使用料及び手数料、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで1款を終わります。

次に、3款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで3款を終わります。

4款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで4款を終わります。

5款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで5款を終わります。

6款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで6款を終わります。

7款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで7款を終わります。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第21号の質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第22号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）

○副委員長（三田地和彦君） 議案第22号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第22号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、区有林の立木売払いに関して、今年度木炭生産組合等からの希望がなかったことによる関連予算の調整を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開き願います。7ページ、1

款1項2目の財産管理及び造成費において、立木伐採売払交付金31万4,000円を皆減して
ございます。これは、先ほど申し上げましたが、今年度区有林の立木の売払いがなかつ
たことから、当該交付金についても皆減するものであります。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入でございます。前のページ、6ページにお戻り願います。1款2項1目財
産売払収入では、立木売払収入155万8,000円を皆減しております。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査し
たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しまし
た。

これから歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 財産区の特別会計補正予算です。今話があったように、当初計
画から見れば、炭になることもしなかったし、立木も切られなかったという話です。そ
うなれば、大川財産区の未来が、あるいはまた次年度は何を目的にいわゆる経営をして
いくのか、その基本的な考え方について伺います。

○副委員長（三田地和彦君） 佐藤総括室長、答弁。

○農林水産課総括室長（佐藤昭仁君） 私の立場からどこまでお話しできるかというのは、
非常に難しい部分がございますが、おっしゃいますとおり、今現在釜津田地区の木炭生
産組合あるいは椎茸生産組合からの売払い要望について、優先的に売り払ってきたとこ
ろでございます。最近であれば、令和2年度に売り払った部分もあるのですけれども、
その現場に行く道路の修復といいますか、ちょっと流された部分がありましたので、そ
れを待っているということで、令和6年度に伐採も延長をされることとなっております。

そうした中で、売払い要望がないという状況にあるわけですけれども、今後その在り

方、釜津田地区のそういった対象となる要望だけでなく、広く募集していくのかとか、そういったところにつきましては今後検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（三田地和彦君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） はっきり言って財産区、財産があると思って私どもは見ているのです。というのは、いわゆる商いになるものがあるだろうというふうに思っているのですが、そこで伺いますが、例えばこの財産区のいわゆる資本といいますか、機械器具といいますか、そういう重機は何台あるとか、あるいはまた今話があった3つの作業班の構成年齢等も含めて、そこら辺もひとつ一覧表にして、例えば農業振興公社のように機械を何それ、何それ、トラクター何台とかというふうにあるのですが、そういうふうはこの財産区の中でもいわゆる設備なり、資本といいますか、設備、機械器具等の一覧表を何かの機会に出してもらえればありがたい。そしてまた、山の仕事をするいわゆる作業班、生産班の皆さんの構成年齢なり人数がどのぐらいあるのか。そうでなければ、いかに財産区から立木を切り出したくても、とても人が対応できませんとか、この中が我々には見えないわけですから、やはり大丈夫、対応できますというような何か一つのひな形を見せてもらわなければ、どの程度の規模の財産区の方々がやっているのか分からないので、ここは委員会ですが、委員長、折に触れというか時間を見ていて、ひとつその中の資料の提示をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（三田地和彦君） そうすると、委員長のほうで連絡すればいいことになりませんか。答弁いただきますか。

〔「議会運営委員会で諮ってもらおうとか」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） これは今すぐは出ませんので、出た段階でということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） では、そういうことにさせていただきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで歳入を終わります。

これで議案第22号の質疑を終わります。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）

○副委員長（三田地和彦君） 次に、議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第23号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、県の河川災害復旧事業等の進捗状況に応じた調整を中心とした内容としております。

5ページをお開きください。予算事項別明細書により、主な内容についてご説明いたします。

6、7ページ御覧になっていただきたいと思います。収益的収支の主な支出ですが、1款2項2目1節の消費税及び地方消費税を319万9,000円増額としております。消費税につきましては、今回の補正でお願いする工事請負費の減額や、これに関連する収入の調整等を受けまして税額の再計算をした結果、納付の見込みに転じましたことから、今

回増額での補正をお願いするものでございます。

5ページをお開きください。収益的収支の主な収入ですが、1款1項1目1節の給水収益を217万円減額しております。こちらは水道料金となりますが、使用量の減少、人口減少が主な内容かと思いますが、そのように捉えておりますけれども、これに伴い減額するものでございます。

次に、2項5目1節の消費税等還付金193万円の減額ですが、先ほどの支出の説明、これに関連することで、納付の見込みに転じたことによるものでございます。

9ページをお開きください。資本的収支の主な支出でございます。1款1項1目15節の工事請負費を合計で5,328万9,000円減額としております。これは、工事の完了や次年度への繰越し予定に伴いまして、不用額を整理するものであります。

8ページをお開きください。資本的収支の主な収入です。1款1項1目1節の企業債を3,370万円減額、3項1目1節の物件移転補償費を1,863万6,000円減額としております。こちらのほうは、繰り返しの説明になりますが、工事費の減額に伴うものとなっております。

3ページにお戻りください。総額の説明をさせていただきます。収益的収支の総額、収入総額4億424万4,000円に対しまして、支出総額は4億1,577万3,000円となります。

4ページをお開きください。続きましては、資本的収支の総額、収入総額が2億6,274万7,000円に対しまして、支出総額は2億6,946万4,000円でございます。収入が支出に不足します671万7,000円につきましては、引継ぎ金で補填するというものでございます。

なお、10ページ以降には、財務諸表や給与明細書を添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上をもちましてが補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○副委員長（三田地和彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、第2条から第8条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表につきましては第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第8条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから第2条、業務の予定量の補正の質疑を行います。1ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第2条を終わります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正の質疑を行います。5ページから7ページの収益的収入及び支出の事項別明細書と、10ページ、13ページの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

12番。

○委員（三田地泰正君） せっかくの機会ですから、常々気になっていたことをお伺いしますが、いわゆる給水施設の配水について、ところどころにマンホールが見えるわけだ。あれでやはり町民の方も、よく見れば非常に特注の蓋のように見えるのですが、これが今回岩泉から二升石、門、小本のいわゆる配水管の布設工事で更新される枚数があるのかないのか。そして、蓋は、どのようにしてあの立派な蓋ができるのかお伺いします。

○副委員長（三田地和彦君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） マンホールでございますけれども、町内をやはり歩いたりしますと、龍ちゃんのマークの入ったマンホールを使わせていただいております。主に車両が通行する部分は、カラーでなくてもやはり龍ちゃん、歩行者が歩くような部分についてはカラーのものを入れさせて、普及啓発を兼ねたPRという意味で、そのようなマンホールにしておりますが、そちらのデザインマンホールを使っているのは水道ではなくて下水道ということになってまいります。水道に関しても、必要に応じてのマンホールというのはないわけではないのですが、かなりそれは少数になってまいりますし、デザインマンホールは水道では使っておりませんので、そこをご理解いただいた上で、今回河川改修なりに伴って水道の入替えをしておりますが、マンホールを入れ替えるという予定は特段ないのかなということをご理解いただければと思います。

○副委員長（三田地和彦君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第3条を終わります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の補正の質疑を行います。8ページから9ページの資本的収入及び支出の事項別明細書と、10ページ、13ページの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第4条を終わります。

次に、第5条、企業債の補正の質疑に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第5条を終わります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第6条を終わります。

次に、第7条、他会計からの補助金の補正に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第7条を終わります。

第8条、たな卸資産購入限度額の補正に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 質疑なしと認めます。これで第8条を終わります。

これで議案第23号の質疑を終わります。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副委員長（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、委員長及び私に一任願います。

◎閉会の宣告

○副委員長（三田地和彦君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 零時12分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和6年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

畠 山 和 英

令和6年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会副委員長

三 田 地 和 彦
